

**第三次太宰府市
一般廃棄物処理基本計画
(案)**

平成28年3月

太宰府市

<目 次>

第1編 一般廃棄物処理基本計画の概要	1
第1章 計画策定の趣旨	1
第2章 基本計画の位置づけ	2
第3章 計画目標年次	3
第2編 ごみ処理基本計画	4
第1章 ごみ処理・処分等の現状	4
第2章 人口・ごみ排出量等の将来予測	22
第3章 ごみ減量・リサイクル等の目標	25
第4章 ごみ処理基本計画	28
第3編 生活排水処理基本計画	40
第1章 生活排水処理の現状と課題	40
第2章 生活排水処理基本計画	48

第1編 一般廃棄物処理基本計画の概要

第1章 計画策定の趣旨

これまでの廃棄物処理は、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図ることに主眼を置いてきました。しかし、私たちの生活が豊かになるとともに、ごみは質的に多様化し、適正処理の困難性や最終処分場の確保難、市町村財政の逼迫等の地域レベルの問題が深刻化するとともに、資源の枯渇や地球温暖化等の地球規模での環境問題にも影響を及ぼしています。

そこで、これらの問題を解決するため、私たちの身の回りのごみに関する社会のあり方(システム)やライフスタイルを見直し、資源を大切に作る循環型社会への転換を目指す動きが活発になってきているところです。また、生活排水については、主に下水道によって処理を行い、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ってきたところですが、今後も引き続き適正な処理が望まれています。

太宰府市(以下、「本市」という。)においては、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指すとともに、排出されるごみや生活排水について、環境への負荷の低減に配慮しつつ、適正かつ効率的に処理することを目的として、一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

本計画は、長期的・総合的視野に立って、計画的な一般廃棄物処理を推進するための基本方針を立案し、一般廃棄物の発生から最終処分に至るまでの、基本的事項、具体的な施策、処理・処分施設の位置づけを策定するものです。



図 1-1-1 循環型社会形成のイメージ

第2章 基本計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）第6条第1項」に基づいて策定するものであり、本市における一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

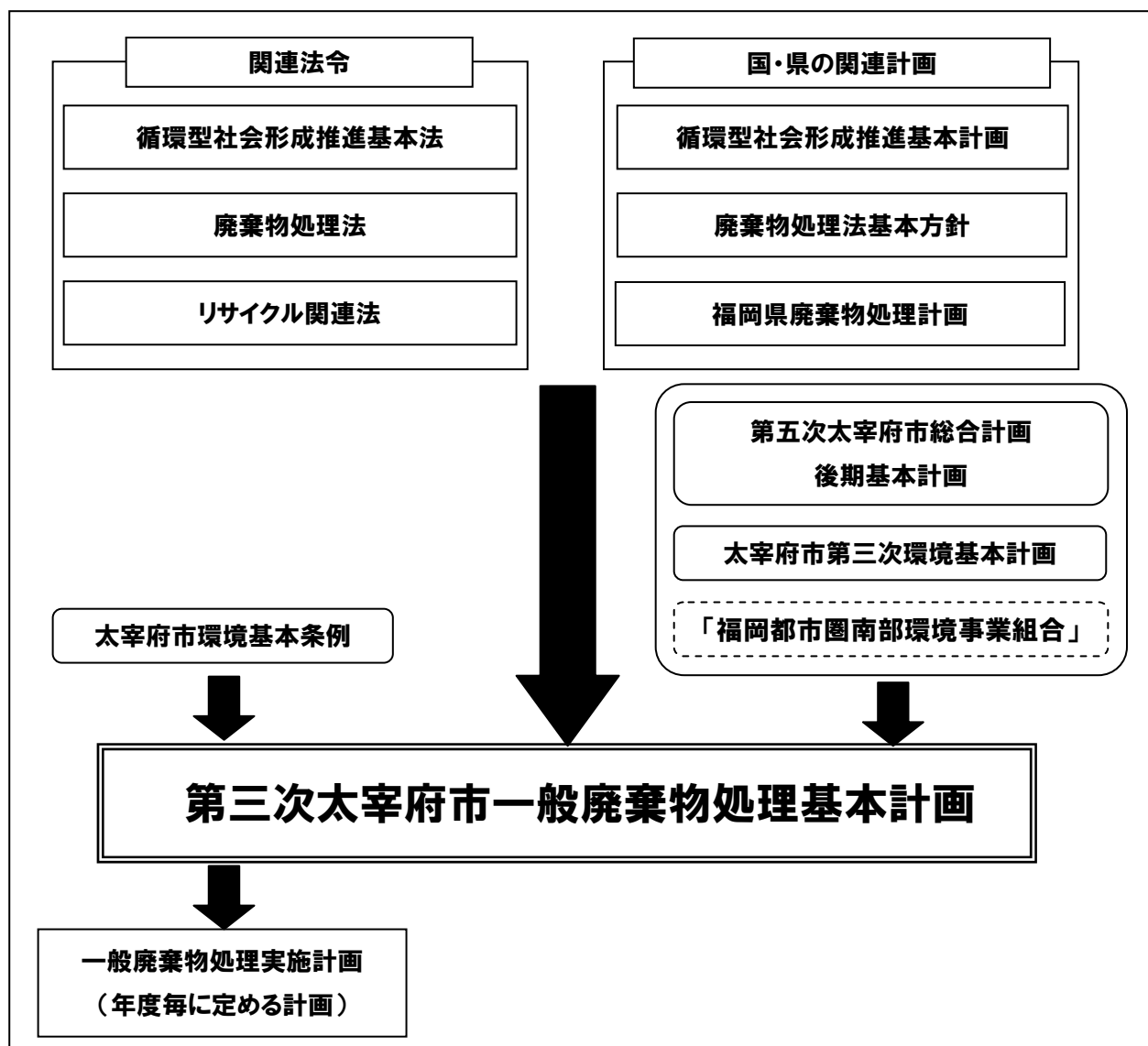


図 1-2-1 基本計画の位置づけ

第 3 章 計画目標年次

本計画は、平成 27 年度を基準年次とし、平成 28 年度～平成 42 年度の 15 年間を計画期間としたものです。なお、本計画については、概ね 5 年ごとに、または一般廃棄物処理・処分等に係る諸条件に大きな変動があった場合、必要に応じて見直すものとします。

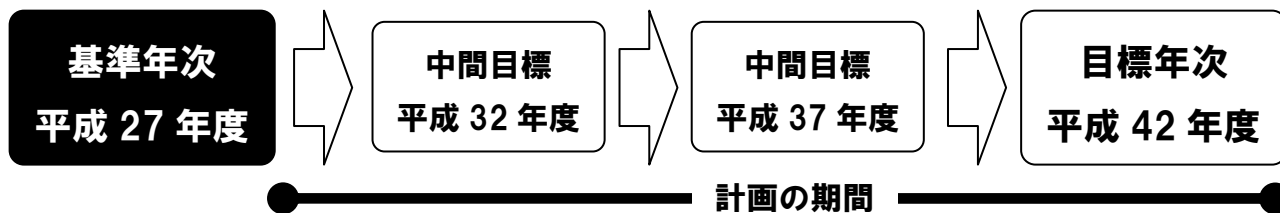


図 1-3-1 計画期間と目標年次

第2編 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理・処分等の現状

第1節 運営・管理体制

ごみ処理に関する現在の運営・管理体制は、表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理に関する運営・管理体制（平成 27 年度現在）

区分			体制	管理	運営
収集・運搬				太宰府市	委託
中間処理	可燃ごみ	大野城太宰府環境施設組合 ■組合から福岡市へ処理を委託。		大野城太宰府環境施設組合	委託
	不燃ごみ 〔びん・缶 その他もえないごみ〕	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
	粗大ごみ	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
	剪定枝・刈草・廃木材※	大野城太宰府環境施設組合 (大野城環境処理センター)		大野城太宰府環境施設組合	委託
	資源化物 〔ペットボトル・白色トレイ 紙製容器包装 プラスチック製容器包装 紙パック〕	民間の資源化業者へ売却		太宰府市	委託
	資源化物 (古紙・ダンボール※、古布※)	太宰府市環境美化センター (民間の資源化業者へ売却)		太宰府市	委託
	資源化物 (生ごみ)	■社会実験として一部の地区でのみ実施。 民間の資源化業者へ処理を委託。		太宰府市	委託
	使用済蛍光管・乾電池	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
最終処分	焼却残渣	大野城太宰府環境施設組合 ■組合から福岡市へ処分を委託。		大野城太宰府環境施設組合	委託
	不燃残渣	太宰府市環境美化センター内最終処分場		太宰府市	委託

※施設への持込

第2節 収集・運搬状況

収集・運搬の状況は、表 2-1-2 に示すとおりです。

表 2-1-2 収集・運搬体制（平成 27 年度現在）

	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	剪定枝・刈草・ 廃木材
		●びん・缶 ●その他		
収集区域	市内全域			
収集率	100%			
収集形態	委託			直営
収集回数	2 回/週	3 回/月 びん・缶: 2 回/月 その他: 1 回/月	1 回/月(申込制)	1 回/週(申込制)
収集方式	戸別	ステーション	戸別	
指定容器	指定袋 大(45L): 40 円/袋 小(25L): 30 円/袋	指定袋 大(30L): 40 円/袋 小(18L): 25 円/袋	指定シール 300 円/枚	

	資源化物			有害ごみ
	●ペットボトル ●白色トレイ	●紙製容器包装 ●プラスチック製容器包装 ●紙パック	●生ごみ	●使用済蛍光管 ●乾電池
収集区域	市内全域		坂本地区	市内全域
収集率	100%		約 34%	100%
収集形態	委託		直営	委託
収集回数	1 回/月	随時	2 回/週	随時
収集方式	ステーション	拠点	ステーション	拠点
指定容器	指定袋 大(30L): 30 円/袋	市内数か所に設置した リサイクルボックスに投入	バケツ	市役所・公民館に 設置した 回収ボックスに投入

(指定袋・指定シール代には別途消費税が必要)

第3節 ごみ減量・リサイクルへの取組状況

現在のごみ減量・リサイクルの推進に係る取組は、表 2-1-3 に示すとおりです。

表 2-1-3 ごみ減量・リサイクルの推進に係る取組状況

内 容		概 要
ご み 減 量	ごみ処理の有料化	○可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル・白色トレイの有料指定袋収集(粗大ごみは指定シール)を継続
	生ごみ処理の推進	○生ごみ処理機について、1 世帯当たり購入費の 2 分の 1 を補助(20,000 円を限度) ○市内小学校等へ生ごみ処理機を設置
	事業所古紙回収	○申し込みがあった市内事業所に対して、古紙回収を実施
リ サ イ ク ル の 推 進	補助金交付事業	○地域美化推進事業補助金 自治会でのごみ減量、分別及び美化推進に関する事業に対して補助金を交付 ・補助金額:1 自治会 50,000 円以内 ○古紙等資源再利用事業奨励金 古紙等の回収を実施している自治会及び子供会・長寿クラブ等の市内各種団体に対して、奨励金を交付 ・対象品目:古紙(新聞紙、雑誌、ダンボール、チラシ等)及び古布 ・奨励金額:1kgにつき7円 ○古紙等回収システム推進事業補助金 古紙等の回収を年間6か月以上実施した自治会に対して補助金を交付 ・補助金額:月数割額+世帯数割額 ○生ごみ処理機購入費補助金 生ごみ処理機を購入する市民に対して、補助金を交付 ・補助金額:購入額の2分の1で20,000円が上限 ※1世帯につき1基まで対象
そ の 他	環境美化事業	○環境美化強調月間実施 6月中に、地域清掃を実施 ○クリーンデー実施 12月第1日曜日に地域清掃を実施 ○ボランティア清掃 随時ボランティア清掃の受付を実施
	啓発	○ごみの正しい出し方・ごみ持ち出しカレンダーの全世帯配布 ○市政だよりへの記事の掲載 ○ホームページの充実 ○隣組回覧の作成 ○ごみ処理施設の見学による環境学習の実施 ○市内各種団体からの要請による出前講座の実施 ○地域におけるごみ減量学習会の開催 ○ダンボールコンポストの普及啓発講習会等の実施 ○小学校給食における生ごみの堆肥化と資源循環の実践 ○事業所におけるごみ減量について、事業所個別訪問の実施 ○イベント等におけるごみの分別体験(クリーンステーション)の実践

第4節 ごみ処理・処分施設の状況

1. 中間処理施設

1) 焼却施設

本市では、平成15年10月までは大野城太宰府環境施設組合所管の大野城環境処理センターにおいて可燃ごみの焼却処理を行っていましたが、平成15年11月からは福岡市のごみ処理施設で処理を行っています。これは、福岡都市圏南部環境行政推進連絡協議会（現在は「福岡都市圏南部環境事業組合」）における協議により、福岡都市圏南部の関係市町（福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町）が、協力してごみ処理に取り組むことにしたためです。

また、剪定枝・刈草・廃木材については、大野城環境処理センターで受け入れた後、資源化しています。

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

本市で収集・運搬された不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについては、太宰府市環境美化センターで処理を行っており、施設の稼働開始以降24年が経過しています。太宰府市環境美化センターからの生成物について、金属類等の有価物は資源化、処理後の可燃性残渣は福岡市の焼却施設へ処理を委託、不燃性残渣は福岡市へ処分を委託しています。また、資源ごみについては、平成27年度から民間の資源化業者に有価物として売却しています。

表 2-1-4 太宰府市環境美化センターの概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
処理能力	21t/日[不燃ごみ 15.8t/5h、粗大ごみ 5.2t/5h（破碎機能力 13t/5h）]
処理方式	不燃ごみ：磁選機＋手選別 粗大ごみ：破碎＋機械選別（3種）
建設年度	着工：平成2年7月 竣工：平成3年3月
設計・施工	株式会社 クボタ

出典：施設パンフレット

2. 最終処分場

焼却残渣（可燃ごみを燃やした後の灰等）は、大野城太宰府環境施設組合所管の大野城環境処理センター内最終処分場において埋立処分を行っていましたが、平成25年3月31日に埋立を完了し、それ以降は組合から福岡市へ処分を委託しています。また、不燃残渣（不燃ごみ・粗大ごみ処理後のリサイクル不可能な残渣）は太宰府市環境美化センター内最終処分場において埋立処分を行っています。

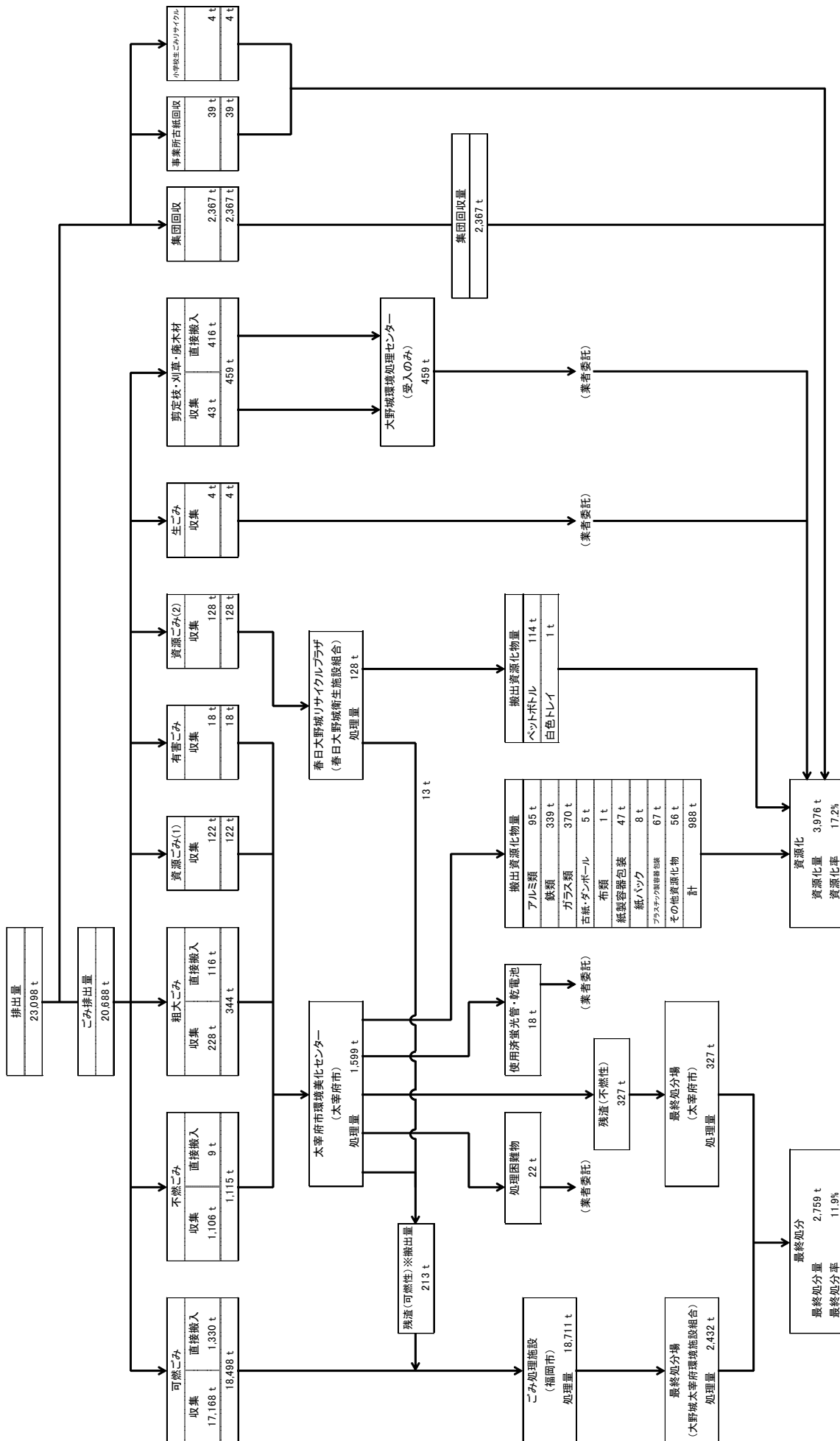
表 2-1-5 太宰府市環境美化センター内最終処分場の概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000 m ²
埋立容量	42,550 m ³
埋立開始年	平成3年4月
埋立工法	サンドイッチ＋セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41 m ³ /日

出典：施設パンフレット

第5節 ごみ処理の流れ

本市における最新年度（平成26年度）のごみ処理の流れをフロー図で示すと、図 2-1-1 のとおりです。



資源ごみ(1)：紙製容器包装、紙バック、プラスチック製容器包装
資源ごみ(2)：ペットボトル・白色トレイ

図 2-1-1 フローム処理図

第6節 指標で見る太宰府市のごみ処理

本節では、ごみ処理に係る指標として、ごみ処理人口、ごみ排出量、リサイクル、最終処分等の実績について整理し、本市のごみ処理の現状を解析しました。また、参考までに、本市の近隣市町（筑紫野市、春日市、大野城市、那珂川町）の現状についても図表に併記しています。

1. ごみ処理人口

本市におけるごみ処理人口の推移は、表 2-1-6 及び図 2-1-2 に示すとおりであり、近年は、毎年 0.5%前後程度の増加傾向となっています。

表 2-1-6 ごみ処理人口の推移

単位:人

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	69,441	70,015	70,623	70,755	71,130	71,497
筑紫野市	100,846	101,243	101,585	102,013	102,218	102,439
春日市	109,344	109,537	109,923	110,781	111,633	112,344
大野城市	95,256	96,084	96,476	97,759	98,614	98,915
那珂川町	49,702	50,003	50,159	49,996	49,970	50,141

資料: 太宰府市生活環境課(太宰府市)、一般廃棄物処理実態調査(周辺市町) 以下同

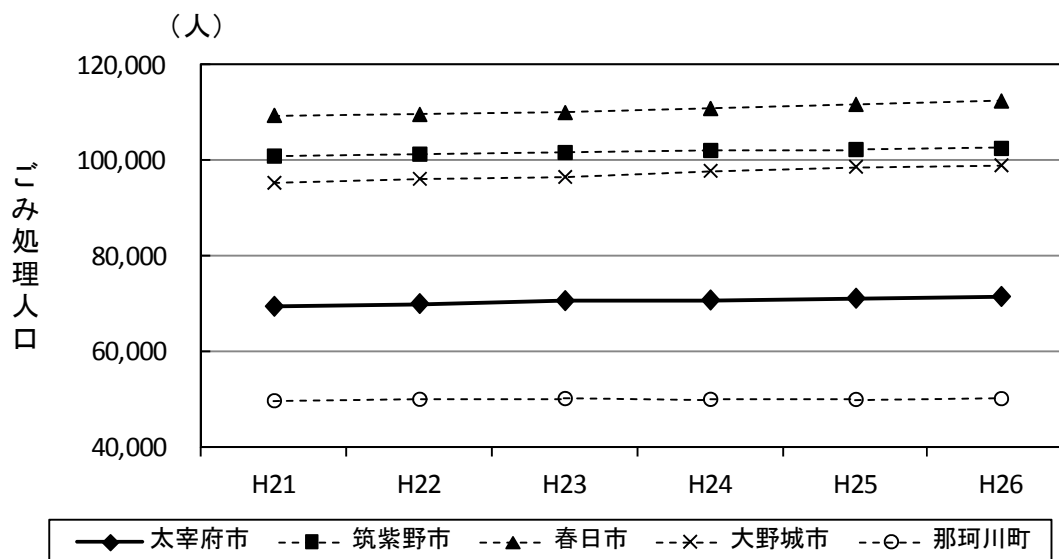


図 2-1-2 ごみ処理人口の推移

2. ごみ排出量

1) 総排出量

本市におけるごみ総排出量の推移は、表 2-1-7 及び図 2-1-3 に示すとおりです。本市において平成 26 年度に排出されたごみ（資源ごみ、集団回収、小学生ごみリサイクル、事業所古紙回収量含む。以下、集団回収、小学生ごみリサイクル、事業所古紙回収量を合わせて「集団回収等」という。）は約 23,100t/年で、近年では概ね横ばいの傾向を示しています。

表 2-1-7 ごみ総排出量の推移

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	23,651	23,692	23,577	23,349	22,971	23,098
筑紫野市	32,862	32,338	32,877	32,436	32,560	32,367
春日市	34,174	33,810	34,091	34,219	33,828	33,984
大野城市	31,806	31,783	31,576	31,046	30,928	31,053
那珂川町	18,748	18,243	18,296	18,289	17,817	17,219

※ごみ総排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収等

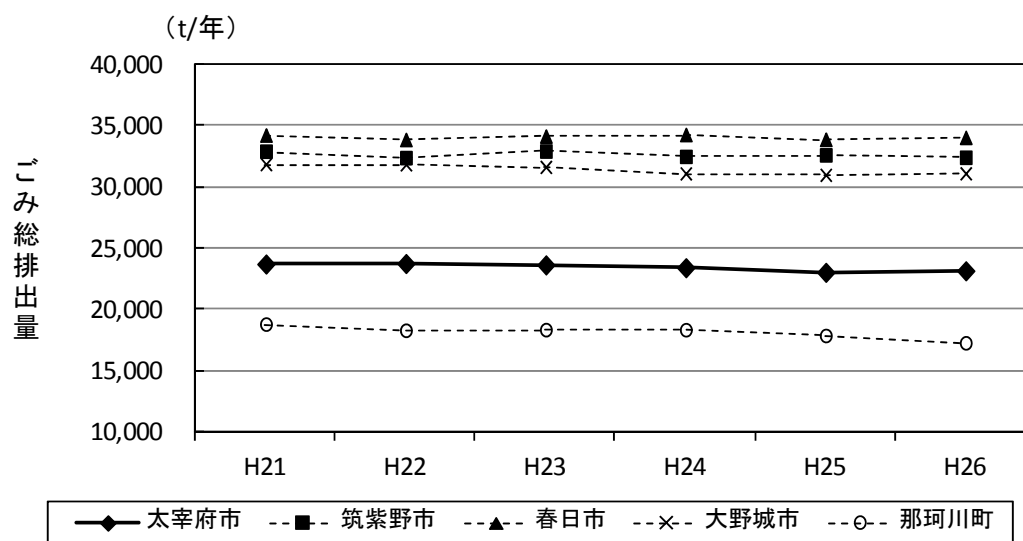


図 2-1-3 ごみ総排出量の推移

2) 1人1日当たり排出量

ごみの総排出量を、1人1日当たり排出量に換算すると、表 2-1-8 及び図 2-1-4 に示すとおりで、平成 26 年度では、本市において 885g/人・日のごみが排出されたこととなり、平成 21 年度以降毎年減少傾向であったところ、直近の平成 26 年度は前年度から横ばいとなっています。

表 2-1-8 1人1日当たりごみ排出量の推移

単位:g/人・日

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	933	927	912	904	885	885
筑紫野市	899	881	890	871	873	866
春日市	860	849	851	846	830	829
大野城市	921	912	900	870	859	860
那珂川町	1,037	1,002	1,000	1,002	977	941

※1人1日当たりごみ排出量＝ごみ総排出量／人口／365(366)日×10⁶

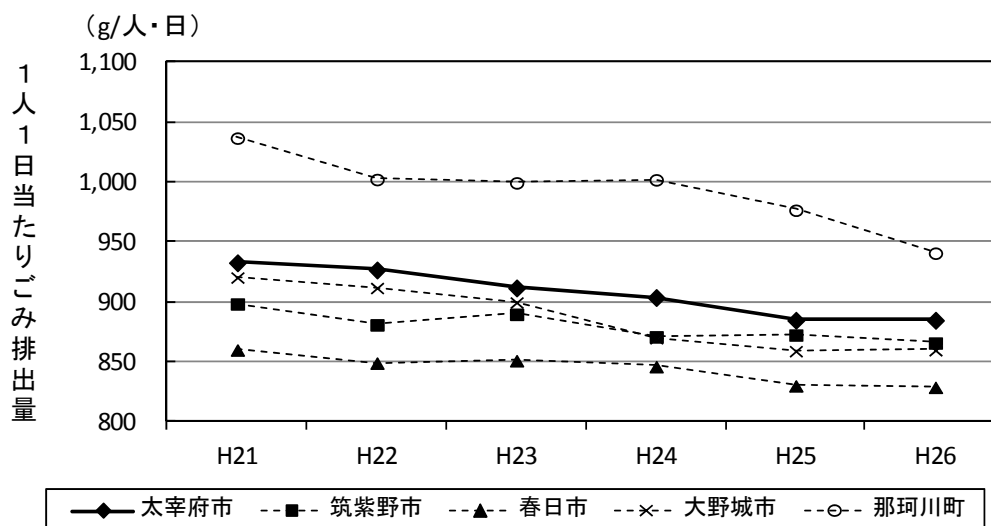


図 2-1-4 1人1日当たりごみ排出量の推移

表 2-1-9 1人1日当たりごみ排出量の推移（集団回収等を除く）

単位:g/人・日

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	825	825	814	807	790	793
筑紫野市	787	770	780	774	783	781
春日市	739	731	737	739	728	728
大野城市	790	795	791	772	768	772
那珂川町	970	937	935	941	917	884

※1人1日当たりごみ排出量＝集団回収等を除くごみ排出量／人口／365(366)日×10⁶

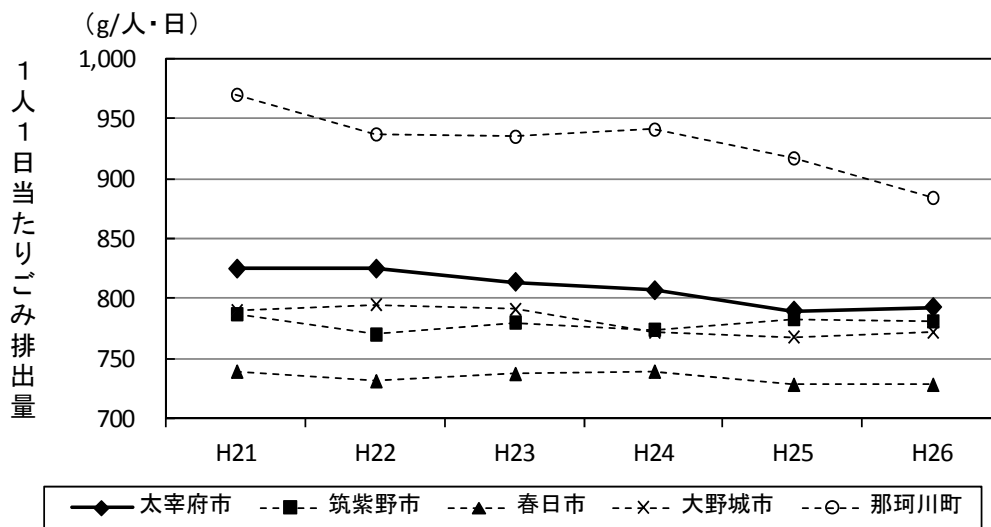


図 2-1-5 1人1日当たりごみ排出量の推移（集団回収等を除く）

3. リサイクル

本市における資源ごみ量（資源ごみの施設搬入量＋直接資源化量＋集団回収量）は、表 2-1-10 に示すように、概ね横ばい傾向にあります。表 2-1-11、図 2-1-6 に示す資源ごみ量の品目別の内訳を見ると、集団回収量は年々減少傾向にありますが、剪定枝の回収量が増加しています。また、平成 24 年度からは事業所古紙回収及び小学校生ごみリサイクル、平成 25 年度からは生ごみ回収の社会実験を実施しており、将来の分別モデルの検討を行いました。その他の品目については、特に大きな変動はありません。

これらの資源ごみ量に対し、本市で実際に資源化された量（中間処理後再資源化量＋直接資源化量＋集団回収量）は表 2-1-12 に示すとおりであり、平成 26 年度における本市の実績は、3,994t/年となっています。なお、中間処理後再資源化量には、資源化施設へ搬入されたもののほか、不燃ごみや粗大ごみとして収集されたものから回収された金属類も含まれています。

表 2-1-10 資源ごみ量の推移

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	3,162	3,146	3,164	3,161	3,114	3,123
筑紫野市	5,142	5,019	5,058	4,746	4,491	4,247
春日市	5,615	5,558	5,419	5,317	5,134	5,107
大野城市	5,531	5,202	5,045	4,989	4,826	6,153
那珂川町	2,209	2,300	2,271	2,227	2,332	2,231

※資源ごみ量＝施設搬入量＋直接資源化量＋集団回収等

表 2-1-11 資源ごみ量の内訳（太宰府市）

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
紙製容器包装	52	50	53	56	48	47
紙パック	12	13	12	11	9	8
プラスチック製容器包装	63	59	72	62	62	67
ペットボトル・白色トレイ	141	140	133	125	128	128
生ごみ(社会実験)					3	4
剪定枝	149	267	356	401	395	459
事業所古紙回収			6	24	34	39
小学校生ごみリサイクル				2	2	4
集団回収	2,745	2,617	2,532	2,480	2,433	2,367
合計	3,162	3,146	3,164	3,161	3,114	3,123

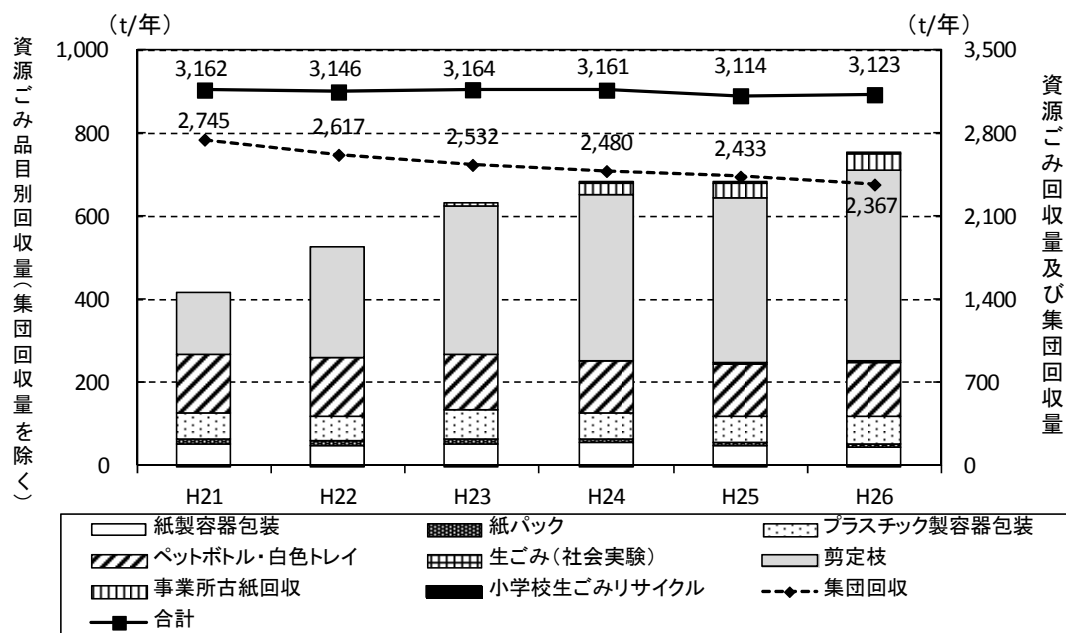


図 2-1-6 資源ごみ量の内訳（太宰府市）

表 2-1-12 資源化量の推移

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	4,073	4,055	4,024	3,986	3,908	3,976
筑紫野市	9,533	8,955	8,911	8,546	8,366	8,133
春日市	6,099	5,984	5,822	5,717	5,589	5,553
大野城市	6,023	5,628	5,458	5,528	5,390	5,614
那珂川町	2,160	2,210	2,100	2,221	2,268	2,209

※資源化量＝直接資源化量＋処理後再資源化量＋集団回収等

ごみの総排出量に対するリサイクル率は、表 2-1-13 及び図 2-1-7 に示すとおりで、17.2%となっています。

表 2-1-13 リサイクル率の推移

単位：%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	17.6	17.5	17.3	17.3	17.0	17.2
筑紫野市	29.0	27.7	27.1	26.3	25.7	25.1
春日市	17.8	17.7	17.1	16.7	16.5	16.3
大野城市	18.9	17.7	17.3	17.7	17.4	18.1
那珂川町	11.5	12.1	11.4	12.1	12.7	12.8

※リサイクル率＝総資源化量(直接資源化量＋中間処理後再資源化量＋集団回収等)／総排出量

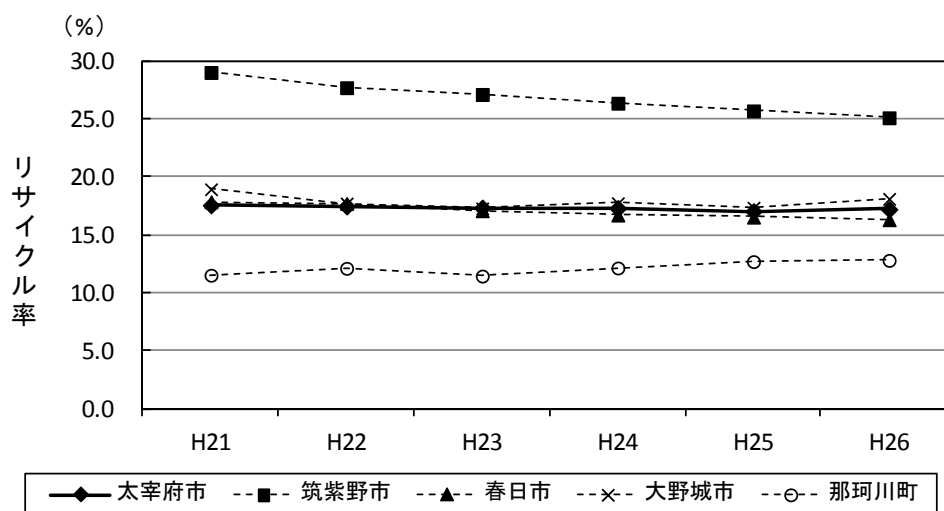


図 2-1-7 リサイクル率の推移

4. 焼却処理量

可燃ごみ等の焼却処理量は、各種排出抑制策の効果により微減あるいは概ね横ばいの傾向で推移しており、平成26年度は18,711t/年となっています。

なお、1人1日当たり焼却処理量で見ると、近年は微減傾向を示しています。

表 2-1-14 焼却処理量の推移

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	19,146	19,223	19,123	18,883	18,591	18,711
筑紫野市	27,589	27,263	27,764	27,635	27,967	28,021
春日市	27,653	27,395	27,850	28,061	27,825	27,989
大野城市	25,433	25,812	25,771	25,302	25,283	25,213
那珂川町	16,231	15,612	15,820	15,657	15,177	14,449

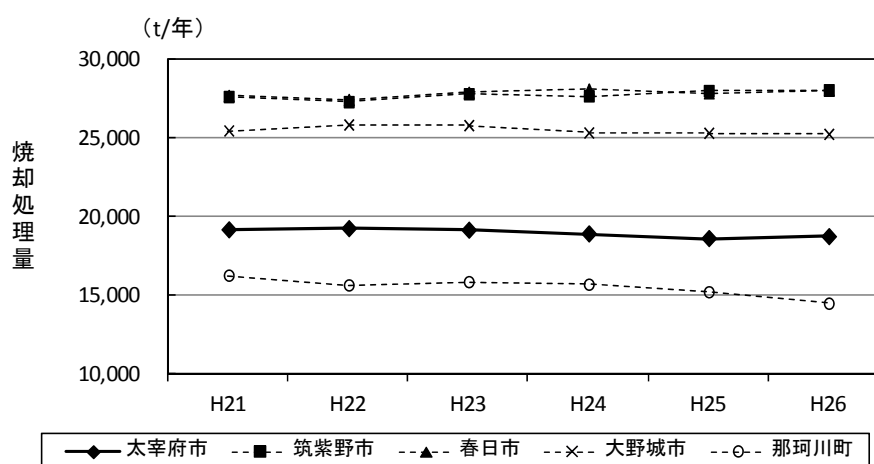


図 2-1-8 焼却処理量の推移

表 2-1-15 1人1日当たり焼却処理量の推移

単位:g/人・日

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	755	752	740	731	716	717
筑紫野市	750	738	747	742	750	749
春日市	693	685	692	694	683	683
大野城市	731	736	730	709	702	698
那珂川町	895	855	862	858	832	789

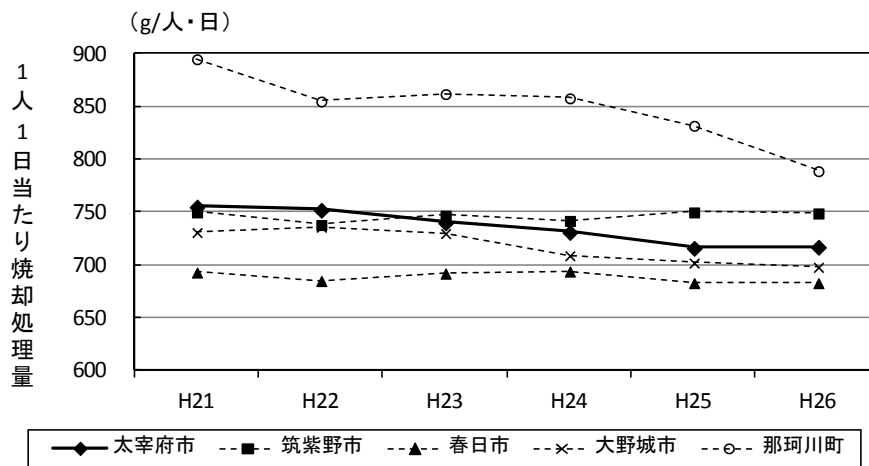


図 2-1-9 1人1日当たり焼却処理量の推移

5. 最終処分

最終処分量は年々減少傾向にあり、平成26年度における最終処分量は2,759t/年となっています。しかしながら、最終処分率を見ると、近年はほぼ横ばいの傾向を示しています。

表 2-1-16 最終処分量の推移

単位:t/年

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	2,849	2,860	2,806	2,797	2,776	2,759
筑紫野市	0	0	0	0	0	0
春日市	4,141	3,925	4,102	4,094	4,012	4,174
大野城市	3,785	3,767	3,707	3,684	3,730	3,656
那珂川町	2,432	2,418	2,484	2,415	2,290	2,193

※筑紫野市は溶融処理を行っているため、最終処分量が発生していない。

表 2-1-17 最終処分率の推移

単位:%

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	12.0	12.1	11.9	12.0	12.1	11.9
筑紫野市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
春日市	12.1	11.6	12.0	12.0	11.9	12.3
大野城市	11.9	11.9	11.7	11.9	12.1	11.8
那珂川町	13.0	13.3	13.6	13.2	12.9	12.7

※筑紫野市は溶融処理を行っているため、最終処分量が発生していない。

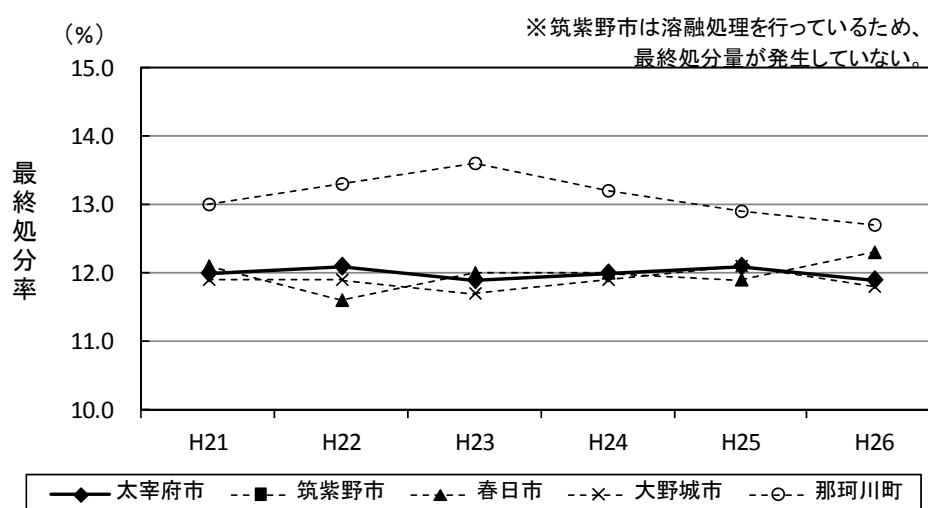
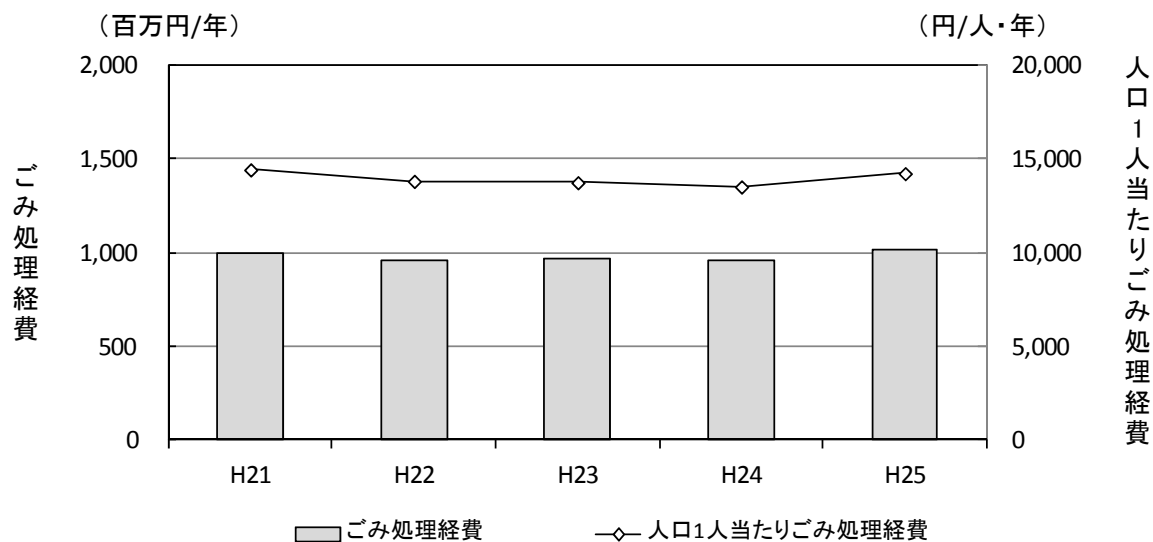


図 2-1-10 最終処分率の推移

6. ごみ処理に係る経費

本市のごみ処理に要した経費は、例年約 10 億円前後で推移しており、市民 1 人当たりでは年間約 14,000 円前後の費用を要したことになります。

なお、平成 25 年度の市民 1 人当たりごみ処理経費の全国平均値は、年間約 14,400 円となっており、本市実績と同程度となっています。



資料：人口1人当たりごみ処理経費／市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（環境省、各年度実績版）
 ごみ処理経費／上記「人口1人当たりごみ処理経費」に人口を乗じて算出。

図 2-1-11 ごみ処理経費

第7節 ごみ処理の課題

以上に整理したごみ処理の現状から、本市におけるごみ処理上の課題として、以下のような内容が挙げられます。

ごみの排出及び再生利用に関する課題
・ 1人1日当たりごみ排出量について、今後もさらなる削減を目指した取組を継続していく必要があります。 ・ 今後、さらにリサイクルを推進し、リサイクル率の向上を図っていく必要があります。 ・ ごみの減量化やリサイクルの推進を行っていくことによって、最終処分量の抑制に努める必要があります。 ・ ごみ処理経費について、ごみの減量化を図ることで削減に努める必要があります。

第2章 人口・ごみ排出量等の将来予測

第1節 人口の将来予測

本市の将来人口は、「歴史とみどり豊かな文化のまち まち・ひと・しごと創生 太宰府市人口ビジョン（案）（平成28年3月）」に示されている、「国立社会保障・人口問題研究所 日本の市町村別将来推計人口」から予測される将来人口に本市の各種施策の着実な実施に伴う自然増及び社会増効果を見込んだ将来展望の人口を採用しました。

本市の人口の将来展望は、表 2-2-1 に示すとおりです。

表 2-2-1 人口の将来展望

	平成 32 年度	平成 37 年度	平成 42 年度
人口の将来展望	73,508 人	74,137 人	74,266 人

出典：歴史とみどり豊かな文化のまち まち・ひと・しごと創生 太宰府市人口ビジョン（案）（平成28年3月）

第2節 ごみ排出量の将来予測

1. 将来予測方法

ごみ排出量の予測は、収集ごみ量（集団回収含む）及び直接搬入ごみ量の排出原単位を基本とし、下の表 2-2-2 に示す区分により行いました。

予測手法は、過去5年分のごみ排出量実績を基に回帰式を用いて将来推計を行うトレンド法によるものとししました。

採用値は、目標年度である平成42年度において、現状からのごみ排出量の増減が最も少ない回帰式によるものを選択することを原則としますが、毎年の原単位の実績に大きな変動があり、回帰式による将来予測値が大きく増減し信頼性が低い結果となったため、採用が困難と判断し、将来のごみ排出量は最新年度（平成26年度）実績と同じ原単位で推移するものとししました。

表 2-2-2 予測に用いる原単位

予測の区分		単位
収集ごみ	可燃ごみ（剪定枝、可燃性資源ごみ、集団回収のうち可燃性の品目、小学生ごみリサイクル、事業所古紙回収含む）	g/人・日
	不燃ごみ（有害ごみ（使用済蛍光管・乾電池、集団回収のうち不燃性の品目含む）	g/人・日
	粗大ごみ	g/人・日
直接搬入ごみ	可燃ごみ（剪定枝・刈草・廃木材含む）	t/日
	不燃ごみ	t/日
	粗大ごみ	t/日

2. 将来予測結果

ごみ排出量の将来予測結果は、図 2-2-1、表 2-2-3 に示すとおりです。

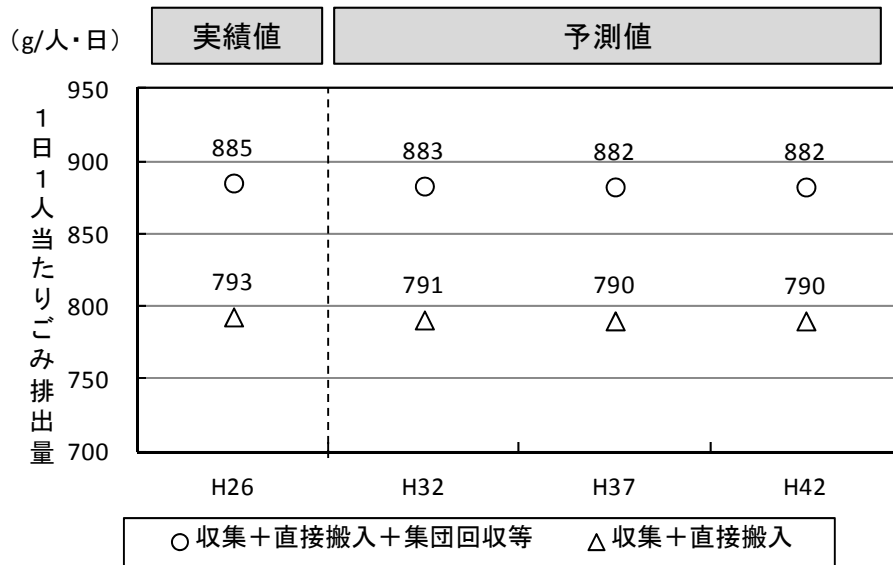


図 2-2-1 ごみ排出量の将来予測結果

表 2-2-3 ごみ排出量の将来予測結果

区 分		単位	実績値	予測値		
			H26	H32	H37	H42
人 口		人	71,497	73,508	74,137	74,266
収 集	可燃ごみ	t/年 (t/日) (g/人・日)	17,168 (47.036) (657.9)	17,651 (48.359) (657.9)	17,802 (48.772) (657.9)	17,833 (48.857) (657.9)
	不燃ごみ	t/年 (t/日) (g/人・日)	1,106 (3.030) (42.4)	1,137 (3.115) (42.4)	1,147 (3.142) (42.4)	1,149 (3.147) (42.4)
	粗大ごみ	t/年 (t/日) (g/人・日)	228 (0.625) (8.7)	234 (0.642) (8.7)	236 (0.648) (8.7)	237 (0.649) (8.7)
	資源ごみ(可燃性)	t/年 (t/日) (g/人・日)	254 (0.697) (9.7)	257 (0.704) (9.6)	259 (0.710) (9.6)	260 (0.712) (9.6)
	使用済蛍光管・乾電池 (有害ごみ)	t/年 (t/日) (g/人・日)	18 (0.049) (0.7)	19 (0.051) (0.7)	19 (0.051) (0.7)	19 (0.051) (0.7)
	剪定枝	t/年 (t/日) (g/人・日)	43 (0.118) (1.6)	44 (0.121) (1.6)	45 (0.122) (1.6)	45 (0.122) (1.6)
	収集量 合計	t/年 (t/日) (g/人・日)	18,817 (51.555) (721.1)	19,342 (52.992) (720.9)	19,508 (53.447) (720.9)	19,543 (53.542) (721.0)
直 接 搬 入	直接搬入量 合計	t/年 (t/日)	1,871 (5.234)	1,871 (5.126)	1,871 (5.126)	1,871 (5.126)
	可燃ごみ	t/年 (t/日)	1,330 (3.644)	1,330 (3.644)	1,330 (3.644)	1,330 (3.644)
	不燃ごみ	t/年 (t/日)	9 (0.025)	9 (0.025)	9 (0.025)	9 (0.025)
	粗大ごみ	t/年 (t/日)	116 (0.318)	116 (0.318)	116 (0.318)	116 (0.318)
	剪定枝・刈草・廃木材	t/年 (t/日)	416 (1.140)	416 (1.140)	416 (1.140)	416 (1.140)
排出量 合計 (収集＋直接搬入)		t/年 (t/日) (g/人・日)	20,688 (56.679) (792.8)	21,213 (58.118) (790.6)	21,379 (58.573) (790.1)	21,414 (58.668) (790.0)
集団回収量		t/年 (t/日) (g/人・日)	2,367 (6.486) (90.7)	2,434 (6.668) (90.7)	2,454 (6.723) (90.7)	2,459 (6.737) (90.7)
小学生ごみリサイクル		t/年 (t/日) (g/人・日)	4 (0.011) (0.2)	4 (0.011) (0.2)	4 (0.011) (0.2)	4 (0.011) (0.2)
事業所古紙		t/年 (t/日) (g/人・日)	39 (0.107) (1.5)	40 (0.110) (1.5)	41 (0.111) (1.5)	41 (0.111) (1.5)
排出量 合計 (収集＋直接搬入＋集団回収等)		t/年 (t/日) (g/人・日)	23,098 (63.286) (885.1)	23,691 (64.907) (883.0)	23,878 (65.419) (882.4)	23,918 (65.529) (882.4)

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第3章 ごみ減量・リサイクル等の目標

第1節 ごみ減量・リサイクル等の目標値

「第五次太宰府市総合計画後期基本計画（案）（平成28年3月）」を踏まえ、ごみの減量化・リサイクル等に関する目標値を、下記のとおり設定しました。

ごみ減量目標	一人一日当たりごみ排出量 平成26年度 793g/人・日 → 平成32年度 737g/人・日 （※集団回収等を除く）
リサイクル目標	リサイクル率:24%以上 ※リサイクル率:ごみ排出量に対してリサイクルされる量の割合
最終処分目標	最終処分率:11.1%以下 ※最終処分率:ごみ排出量に対して埋立処分されるごみの量の割合

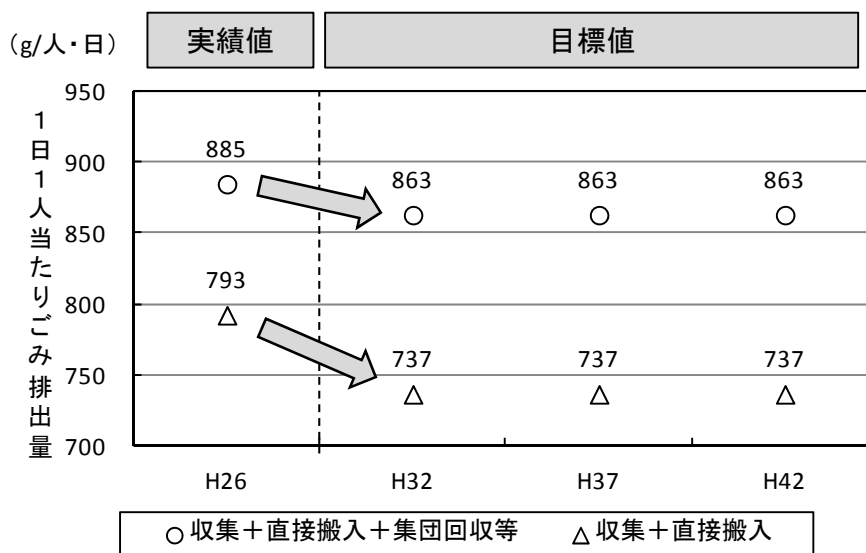


図 2-3-1 ごみ減量の目標

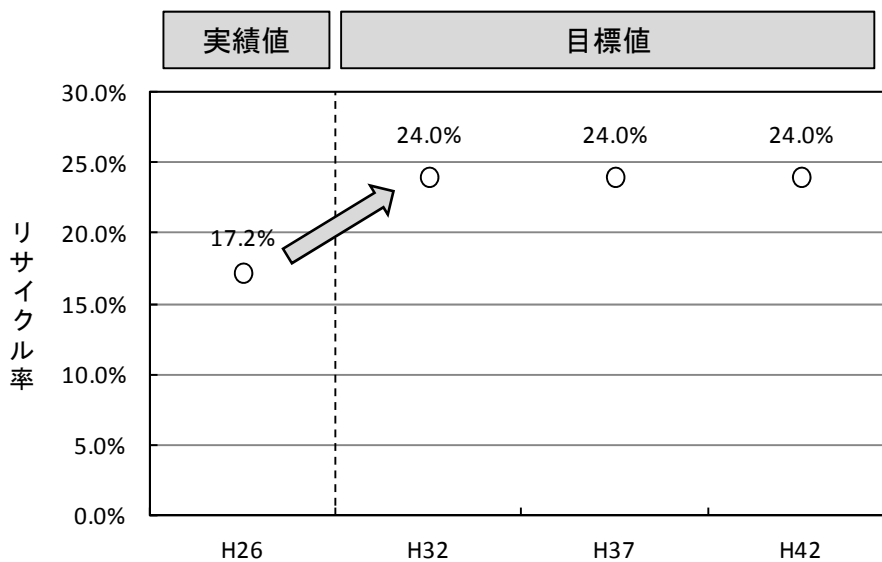


図 2-3-2 リサイクルの目標

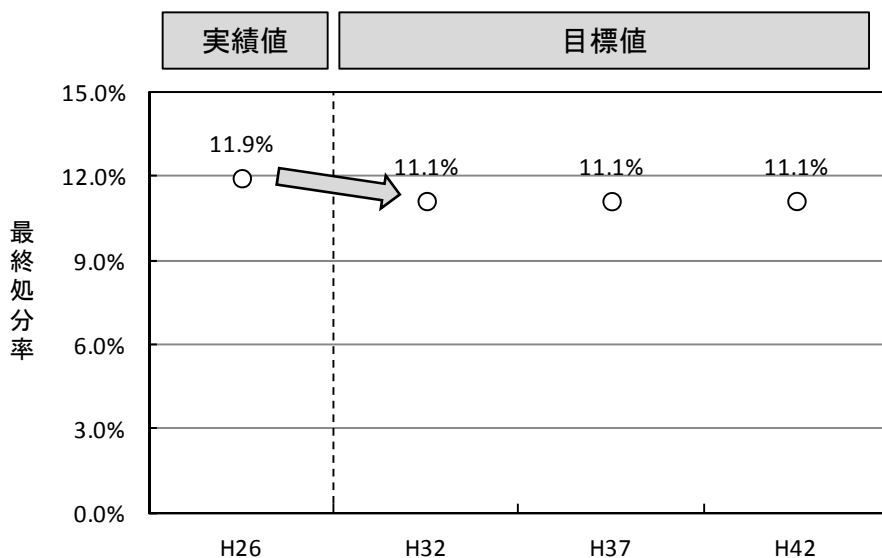


図 2-3-3 最終処分の目標

第2節 目標達成時のごみ排出量の将来予測結果

設定した目標を達成した場合、ごみ排出量の将来予測結果は、表 2-2-3 に示す結果から表 2-3-1 のように見直されます。

表 2-3-1 将来予測結果のまとめ（目標達成後）

区 分		単位	実績値	目標値			
			H26	H32	H37	H42	
人 口		人	71,497	73,508	74,137	74,266	
収 集	可燃ごみ	t/年	17,168	16,144	16,278	16,306	
		(t/日)	(47.036)	(44.230)	(44.597)	(44.674)	
		(g/人・日)	(657.9)	(601.7)	(601.6)	(601.5)	
	不燃ごみ	t/年	1,106	1,099	1,108	1,110	
		(t/日)	(3.030)	(3.010)	(3.037)	(3.041)	
		(g/人・日)	(42.4)	(41.0)	(41.0)	(41.0)	
	粗大ごみ	t/年	228	229	231	231	
		(t/日)	(0.625)	(0.627)	(0.632)	(0.633)	
		(g/人・日)	(8.7)	(8.5)	(8.5)	(8.5)	
資源ごみ(可燃性)	t/年	254	350	354	355		
	(t/日)	(0.697)	(0.959)	(0.970)	(0.973)		
	(g/人・日)	(9.7)	(13.0)	(13.1)	(13.1)		
使用済蛍光管・乾電池 (有害ごみ)	t/年	18	18	18	18		
	(t/日)	(0.049)	(0.049)	(0.050)	(0.050)		
	(g/人・日)	(0.7)	(0.7)	(0.7)	(0.7)		
剪定枝	t/年	43	59	59	59		
	(t/日)	(0.118)	(0.162)	(0.162)	(0.162)		
	(g/人・日)	(1.6)	(2.2)	(2.2)	(2.2)		
収集量 合計	t/年	18,817	17,899	18,048	18,080		
	(t/日)	(51.555)	(49.037)	(49.447)	(49.533)		
	(g/人・日)	(721.1)	(667.1)	(667.0)	(667.0)		
直 接 搬 入	直接搬入量 合計	t/年	1,871	1,876	1,895	1,898	
		(t/日)	(5.234)	(5.139)	(5.191)	(5.200)	
		可燃ごみ	t/年	1,330	1,183	1,197	1,200
			(t/日)	(3.644)	(3.242)	(3.280)	(3.288)
			不燃ごみ	t/年	9	9	9
(t/日)	(0.025)	(0.025)		(0.025)	(0.025)		
粗大ごみ	t/年	116		116	117	118	
	(t/日)	(0.318)	(0.319)	(0.322)	(0.322)		
	剪定枝・刈草・廃木材	t/年	416	567	571	571	
(t/日)		(1.140)	(1.553)	(1.564)	(1.564)		
排出量 合計 (収集＋直接搬入)		t/年	20,688	19,774	19,943	19,978	
	(t/日)	(56.679)	(54.175)	(54.639)	(54.734)		
	(g/人・日)	(792.8)	(737.0)	(737.0)	(737.0)		
集団回収量	t/年	2,367	3,330	3,357	3,363		
	(t/日)	(6.486)	(9.123)	(9.197)	(9.214)		
	(g/人・日)	(90.7)	(124.1)	(124.1)	(124.1)		
小学校生ごみリサイクル	t/年	4	6	6	6		
	(t/日)	(0.011)	(0.016)	(0.016)	(0.016)		
	(g/人・日)	(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.2)		
事業所古紙	t/年	39	54	56	56		
	(t/日)	(0.107)	(0.148)	(0.153)	(0.153)		
	(g/人・日)	(1.5)	(2.0)	(2.1)	(2.1)		
排出量 合計 (収集＋直接搬入＋集団回収等)	t/年	23,098	23,164	23,362	23,403		
	(t/日)	(63.286)	(63.463)	(64.005)	(64.118)		
	(g/人・日)	(885.1)	(863.3)	(863.3)	(863.4)		

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第4章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理の基本方針

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を形成することを目指し、本市のごみ処理の適正化に向けての基本方針を次のように設定します。

ごみ処理の基本方針

1) ごみの減量

市民、事業者のライフスタイル、ビジネススタイルの転換を図り、ごみの発生抑制、再使用によるごみ減量を進めます。

2) リサイクルの推進

限りある資源を有効利用するために分別収集の徹底を図ります。
また、分別収集のあり方や新たな再資源化ルートを検討し、更なるリサイクルの推進を図ります。

3) ごみの適正処理

ごみの安全かつ適正な処理を行うとともに、最終処分量の削減に努めます。
また、周辺環境に配慮したごみ処理施設の維持管理に努めます。

4) ごみ処理の広域的連携

近隣市町との広域的な連携のもとに、安全で効率的なごみ処理体制の構築を進めます。

5) 災害時における適正かつ円滑・迅速な廃棄物処理の実施

非常災害に備えた「災害廃棄物処理計画」を策定します。非常災害時には、災害廃棄物処理計画に基づき被害の状況等を速やかに把握し、適正な処理、円滑かつ迅速な処理の確保に努めます。

第2節 ごみの処理主体

ごみの処理主体については、これまで福岡市に処理を委託していた可燃ごみの焼却及び焼却残渣の最終処分については、平成28年度より、福岡都市圏南部環境事業組合に委託しています。

表 2-4-1 ごみ処理に関する運営・管理体制（平成28年度以降）

区分			体制	管理	運営
収集・運搬				太宰府市	委託
中間処理	可燃ごみ	クリーン・エネ・パーク南部		福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃ごみ 〔びん・缶 その他もえないごみ〕	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
	粗大ごみ	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
	剪定枝・刈草・廃木材※	大野城太宰府環境施設組合 (大野城環境処理センター)		大野城太宰府環境施設組合	委託
	資源化物 〔ペットボトル・白色トレイ 紙製容器包装 プラスチック製容器包装 紙パック〕	民間の資源化業者へ売却		太宰府市	委託
	資源化物 (古紙・ダンボール※、古布※)	太宰府市環境美化センター (民間の資源化業者へ売却)		太宰府市	委託
	使用済蛍光管・乾電池	太宰府市環境美化センター		太宰府市	委託
最終処分	焼却残渣	グリーンヒルまどか		福岡都市圏南部環境事業組合	委託
	不燃残渣	太宰府市環境美化センター内最終処分場		太宰府市	委託

※施設への持込

第3節 排出抑制・再資源化計画

ごみの減量及びリサイクルを推進するための具体的な施策について、市民、事業者、市それぞれの役割を以下に整理します。

1. 市民の役割

①発生抑制（リデュース）の推進

- 買う前に本当に必要か考える。
- マイバッグを持参し、レジ袋や過剰包装等を辞退する。
- タオル、ハンカチ、ぞうきん等をなるべく使いティッシュペーパーの多用は避ける。
- シャンプーや洗剤等は詰め替え商品を選ぶ。
- 紙コップ、紙皿等の使い捨て商品は、できるだけ使用しない。
- 食品は賞味期限を考慮して購入する。
- 食品は適量を購入し、食事は食べきれぬ量を考えて作る。外食においても、食べ残しなどが無いよう適量を注文する。
- 生ごみは十分に水切りをする。
- 生ごみを堆肥化する（家庭用生ごみ処理機の活用）。

②再使用（リユース）の推進

- 物に対する愛着心を持つ。
- 壊れたり故障しても、できるだけ修理して使用する。
- 不要になったものは、必要な人に譲るなど、再使用できる方法を考える。
- 古着は、子供会等のリサイクルに出したり、パッチワークの材料やぞうきん等に利用する。
- 繰り返し使える商品を積極的に選ぶ。
- リユースショップやフリーマーケット、バザー等を積極的に利用する。

③ごみ分別・リサイクルの推進

- ごみ分別の徹底に協力する。
- リサイクルしやすい商品を選ぶ。
- リサイクルに関するホームページ等を活用する。
- リサイクル運動への積極的な参加や協力をする。
- リサイクル関連法の理解や協力を行う。

④集団回収の促進

- 集団回収運動へ積極的に参加する。

⑤環境教育、啓発運動の推進

- 体験学習や講習会等へ積極的に参加する。
- 環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する。

2. 事業者の役割

①発生抑制（リデュース）の推進

- マイバッグ運動やもったいない運動等に積極的に取り組む。
- リサイクルしやすい、適正な処理が困難とならないような商品づくりに努める。
- バラ売りの推進や過剰包装の自粛等に努める。
- ごみ処理手数料の費用負担への理解と協力を行う。

②再使用（リユース）の推進

- 使い捨て容器や食器の使用を抑制する。

③ごみ分別・リサイクルの推進

- ごみ分別の徹底に協力する。
- 資源物の自主回収システムの構築を検討する。
- リサイクルに関するホームページ等を活用する。
- リサイクル運動への積極的な参加や協力をする。
- リサイクル関連法の理解や協力を行う。

④環境教育、啓発運動の推進

- 体験学習や講習会等へ積極的に参加する。
- 環境美化運動等の各種活動へ積極的に参加する。

⑤災害廃棄物処理の適切な実施

- 大量の災害廃棄物を排出する可能性がある事業者や、非常災害時に危険物、有害物質等を含む廃棄物を排出する可能性のある事業者は、その所有する施設等から発生する災害廃棄物を、主体的に処理するよう努める。

3. 市の役割

①ごみの減量化の推進

- ごみ量調査によるごみの組成分析を行う。
- ごみ減量推進計画を策定する。

②発生抑制（リデュース）の推進

- マイバッグ運動やもったいない運動を積極的に推進する。
- 過剰包装の抑制運動を推進する。
- 多量排出業者への指導を行う。
- 家庭用生ごみ処理容器やダンボールコンポスト等の活用を推進する。
- 生ごみ処理容器の助成制度の検討を行う。
- ごみ処理手数料の見直しの検討を行う。
- 学校等公共施設での率先的なごみ減量に取り組む。

③再使用（リユース）の推進

- 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制を促進する。
- 市役所等での使用品、公共関与事業における再生品の使用促進及び実践をする。

④ごみ分別・リサイクルの推進

- 分別収集計画の策定を行う。
- ごみ分別の徹底指導を行う。
- ごみ分別方法について見直しの検討を行う。
- リサイクルに関するホームページ等の整備、更新、提供を行う。
- リサイクル運動の開催を推進する。
- リサイクル関連法の情報提供を行う。

⑤集団回収の促進

- 集団回収を促進する。
- 集団回収団体への助成を拡充する。

⑥環境教育、啓発運動の推進

- 啓発用パンフレットの作成や検討を行う。
- 体験学習を推進する。
- 環境教育のための講習会などを開催する。
- 環境美化運動など各種活動の開催、支援、参加促進を行う。

⑦災害廃棄物処理の適切な実施

- 非常災害時にも速やかに対応できるよう、関係機関・関係団体との連携体制の構築、処理体制の整備等に努める。
- 非常災害時に備えた、「災害廃棄物処理計画」の策定を行い、適宜見直しを行う。
- 平時から、災害廃棄物処理（分別方法、仮置場の運用情報、処理の方針等）に関して地域住民等に対して積極的に情報発信・情報共有を行い、理解の促進に努める。

第4節 収集・運搬計画

1. 分別収集への取り組み

収集運搬を行うごみの区分及び収集体制は、以下のとおりです。今後も、住民サービスや経済性を考慮しつつ、効率的な収集・運搬体制の整備に努めます。

表 2-4-2 収集運搬するごみの区分

区分		収集方式	収集主体
可燃ごみ		戸別	太宰府市(委託収集)
資源ごみ	ペットボトル・白色トレイ	ステーション	太宰府市(委託収集)
	プラスチック製容器包装	拠点(市内設置の回収箱)	太宰府市(委託収集)
	紙製容器包装	拠点(市内設置の回収箱)	太宰府市(委託収集)
	紙パック	拠点(市内設置の回収箱)	太宰府市(委託収集)
不燃ごみ (びん・缶、その他燃えないごみ)		ステーション	太宰府市(委託収集)
粗大ごみ		戸別(要予約)	太宰府市(委託収集)
剪定枝		戸別(要予約)	太宰府市(委託収集)
使用済蛍光管・乾電池 (有害ごみ)		拠点(公民館・市役所設置の回収箱)	太宰府市(委託収集)

2. 収集・運搬量

ごみ減量目標達成後の収集・運搬量は、以下のとおりです。

表 2-4-3 収集・運搬量

区 分		単位	実績値	目標値		
			H26	H32	H37	H42
人 口		人	71,497	73,508	74,137	74,266
収 集	可燃ごみ	t/日	47.036	44.230	44.597	44.674
	不燃ごみ	t/日	3.030	3.010	3.037	3.041
	粗大ごみ	t/日	0.625	0.627	0.632	0.633
	資源ごみ(可燃性)	t/日	0.697	0.959	0.970	0.973
	使用済蛍光管・乾電池(有害ごみ)	t/日	0.049	0.049	0.050	0.050
	剪定枝	t/日	0.118	0.162	0.162	0.162
	収集量 合計	t/日	51.555	49.037	49.447	49.533

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第5節 中間処理計画

1. 中間処理施設

可燃ごみはクリーン・エネ・パーク南部で処理し、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみは太宰府市環境美化センターで処理を行います。

それぞれの処理施設の概要は以下のとおりです。

1) 焼却施設

本市で収集・運搬された可燃ごみは、平成 27 年度までは福岡市へ処理を委託していましたが、平成 28 年 4 月からは、福岡都市圏南部環境事業組合所管のクリーン・エネ・パーク南部において焼却処理を行います。

また、剪定枝・刈草・廃木材については、大野城太宰府環境施設組合所管の大野城環境処理センターで受け入れた後、業者委託により資源化しています。

表 2-4-4 クリーン・エネ・パーク南部の概要

施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合
設置場所	春日市大字下白水 104-5
処理能力	510t/日 (170t/日×3 炉)
処理方式	連続運転式ストーカ炉
建設年度	着工：平成 23 年 8 月 竣工：平成 28 年 3 月
設計・施工	JFE エンジニアリング株式会社

出典：施設ホームページ

2) 不燃・粗大ごみ処理施設

本市で収集・運搬された不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみについては、太宰府市環境美化センターで処理を行っており、施設の稼働開始以降 24 年が経過しています。太宰府市環境美化センターからの生成物について、金属類等の有価物は資源化、処理後の可燃性残渣は福岡市の焼却施設へ処理を委託、不燃性残渣は福岡市へ処分を委託しています。また、資源ごみについては、民間の資源化業者に有価物として売却しています。

表 2-4-5 太宰府市環境美化センターの概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
処理能力	21t/日 [不燃ごみ 15.8t/5h、粗大ごみ 5.2t/5h (破碎機能力 13t/5h)]
処理方式	不燃ごみ：磁選機＋手選別 粗大ごみ：破碎＋機械選別 (3 種)
建設年度	着工：平成 2 年 7 月 竣工：平成 3 年 3 月
設計・施工	株式会社 クボタ

出典：施設パンフレット

2. 可燃ごみ処理対象物量

ごみ減量化やリサイクルを推進することにより、平成32年度の処理対象物量は平成26年度よりも減少し、以降は予測される人口とともに微増傾向で推移するものと予想されます。

表 2-4-6 可燃ごみ処理対象物量

区 分	単位	実績値	目標値			
		H26	H32	H37	H42	
計画収集人口	人	71,497	73,508	74,137	74,266	
収集可燃ごみ	t/日	47.036	44.230	44.597	44.674	
直接搬入可燃ごみ	t/日	3.644	3.242	3.280	3.288	
可燃性残渣	t/日	0.584	0.496	0.499	0.501	
焼却量(合計)	t/日	51.263	47.968	48.376	48.464	
焼却残渣量	t/日	6.663	6.236	6.288	6.301	
	g/人・日	93.2	84.8	84.8	84.8	
	焼却量に対する割合	%	13.0	13.0	13.0	13.0

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

3. 不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ処理対象物量

1) 不燃ごみ、粗大ごみ(太宰府市環境美化センター搬入分)

将来の人口は増加が予測されますが、ごみ減量化やリサイクルを推進することにより、処理対象物量は平成26年度とほぼ同程度を維持して推移するものと予想されます。

表 2-4-7 不燃ごみ、粗大ごみ処理対象物量

区 分		単位	実績値	目標値			
			H26	H32	H37	H42	
人 口		人	71,497	73,508	74,137	74,266	
収 集	不燃ごみ	t/日	3.030	3.010	3.037	3.041	
	粗大ごみ	t/日	0.625	0.627	0.632	0.633	
	使用済蛍光管・乾電池(有害ごみ)	t/日	0.049	0.049	0.050	0.050	
	合計	t/日	3.704	3.686	3.719	3.724	
直 接 搬 入	不燃ごみ	t/日	0.025	0.025	0.025	0.025	
	粗大ごみ	t/日	0.318	0.319	0.322	0.322	
	合計	t/日	0.343	0.344	0.347	0.347	
環境美化センター搬入量(合計)		t/日	4.047	4.030	4.066	4.071	
		g/人・日	56.6	54.8	54.8	54.8	

※不燃ごみ量には、環境美化センターへ搬入される古紙・ダンボール・古布も含まれる。

2) 資源ごみ（民間事業者）

リサイクルを推進することにより、平成 32 年度の処理対象物量は平成 26 年度より増加し、以降は概ね横ばいで推移するものと予想されます。

表 2-4-8 資源ごみ処理対象物量（民間事業者）

区 分	単位	実績値	目標値			
		H26	H32	H37	H42	
人 口	人	71,497	73,508	74,137	74,266	
収 集	t/日	0.815	1.361	1.370	1.372	
直接搬入	t/日	1.140	1.553	1.564	1.564	
資源化対象物量(合計)	t/日	1.955	2.914	2.934	2.936	
	g/人・日	27.3	39.6	39.6	39.5	

第6節 最終処分計画

1. 最終処分場

焼却残渣はグリーンヒルまどかに、不燃残渣は太宰府市環境美化センター内最終処分場に埋立処分します。

それぞれの最終処分場の概要は以下のとおりです。

表 2-4-9 グリーンヒルまどかの概要

施設所管	福岡都市圏南部環境事業組合
設置場所	大野城市大字中 906-12
埋立対象物	焼却残渣
埋立地面積	約 25,000 m ²
埋立容量	約 520,000 m ³
埋立開始年	平成 28 年 4 月
埋立構造	オープン型準好気性埋立構造
浸出液処理	処理方式：(カルシウム除去設備あり) 接触曝気+凝集沈殿・砂ろ過 処理規模：180 m ³ /日

出典：施設ホームページ

表 2-4-10 太宰府市環境美化センター内最終処分場の概要

施設所管	太宰府市
設置場所	太宰府市石穴 3467 番地 36
埋立対象物	不燃残渣
埋立地面積	7,000 m ²
埋立容量	42,550 m ³
埋立開始年	平成 3 年 4 月
埋立工法	サンドイッチ+セル工法
浸出液処理	処理方式：凝集沈殿処理方式 処理規模：41 m ³ /日

出典：施設パンフレット

2. 最終処分量

ごみの減量化、リサイクルの推進などにより、平成32年度の最終処分量は平成26年度より減少し、以降は予測される人口とともに微増傾向で推移するものと予想されます。

表 2-4-11 最終処分量

区 分	単位	実績値	目標値			
		H26	H32	H37	H42	
人 口	人	71,497	73,508	74,137	74,266	
排出量	t/日	63.286	63.463	64.005	64.118	
最終処分量	t/日	7.559	7.063	7.121	7.137	
焼却残渣	t/日	6.663	6.236	6.288	6.301	
不燃性残渣	t/日	0.896	0.826	0.833	0.835	
最終処分率	%	11.9	11.1	11.1	11.1	

※最終処分率＝最終処分量÷排出量

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

第7節 その他の計画

1. 不適正処理の防止

野焼き等によるごみの焼却などの不適正処理を防止することは、良好な生活環境の維持や環境の負荷を低減するための重要な課題です。啓発活動の実施により、市民・事業者の意識改革を図り、不適正処理の防止に努めます。

2. 不法投棄の防止

ごみの不法投棄を防止するため、啓発活動の実施による市民及び事業者の意識の向上や、不法投棄調査など監視体制の強化に努めます。また、不法投棄を発見した場合は、県や警察等関係機関と連携し、原因者の究明・原状回復の指導を行っていきます。

3. 災害廃棄物対策

災害が発生した場合に備え、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置き場の確保やその処理方法などを検討します。また、本市のみで対応が困難な場合は、県や近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、速やかな生活環境の復旧に努めます。

4. 在宅医療廃棄物対策

在宅医療廃棄物の収集・処理について近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、適正処理に努めます。

第3編 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の現状と課題

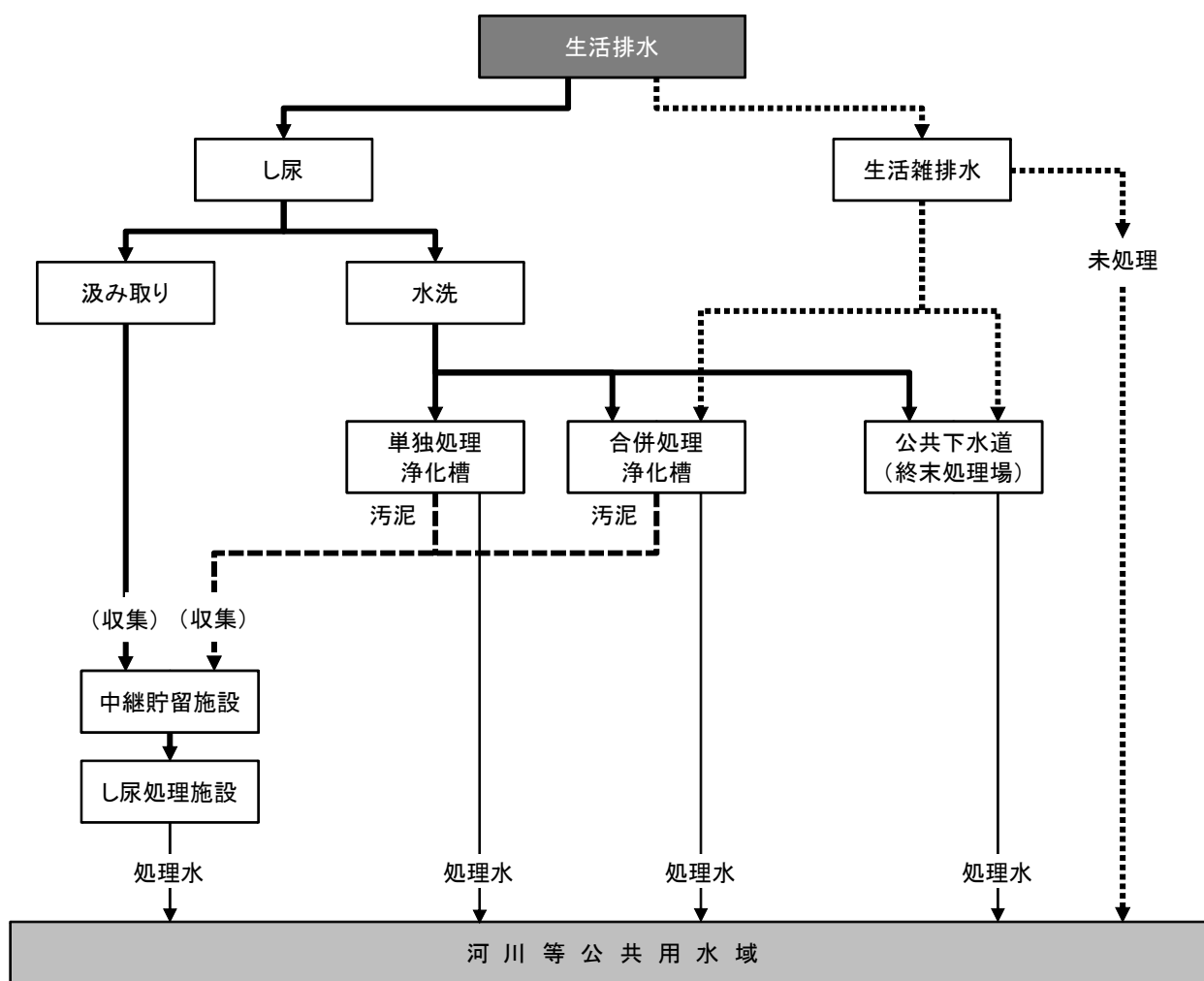
第1節 生活排水処理の現状

1. 生活排水の処理体系と処理形態別人口

1) 生活排水の処理体系

本市における生活排水処理は、「公共下水道」、「合併処理浄化槽」、「単独処理浄化槽」及び「し尿処理施設」で行われています。

汲み取りし尿と、浄化槽の清掃汚泥（以下、「浄化槽汚泥」という。）は、中継貯留施設に一旦集められた後、し尿処理施設に搬入され、処理が行われています。



生活排水：し尿と日常生活を行う過程で発生する風呂、選択、台所等からの排水

生活雑排水：生活排水のうちし尿をのぞくもの

合併処理浄化槽：し尿（水洗便所排水）と合わせて生活雑排水を処理対象とする浄化槽

単独処理浄化槽：し尿（水洗便所排水）のみを処理対象とする浄化槽

図 3-1-1 太宰府市における生活排水の処理体系（平成 26 年度）

2) 生活排水の処理形態別人口

生活排水の処理形態別人口の推移を見ると、し尿（水洗便所排水）と生活雑排水を合わせて処理している人口（以下、「水洗化・生活雑排水処理人口」という。）は、主に下水道等の普及によって年々増加しています。

表 3-1-1 太宰府市における生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

区 分	年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
1. 計画処理区域内人口		70,015	70,623	70,755	71,130	71,497
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		68,224	68,961	69,185	69,738	70,072
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		1,282	1,039	1,066	1,157	1,034
(3) 公共下水道人口		66,942	67,922	68,119	68,581	69,038
(4) 集落排水施設人口		0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,303	1,061	1,089	1,180	1,058
4. 非水洗化人口		488	601	481	212	367
(1) し尿収集人口		488	601	481	212	367
(2) 自家処理人口		0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)		97.4	97.6	97.8	98.0	98.0

※生活排水処理率(%) : 水洗化・生活雑排水処理人口 / 計画処理区域内人口 × 100

資料: 太宰府市生活環境課

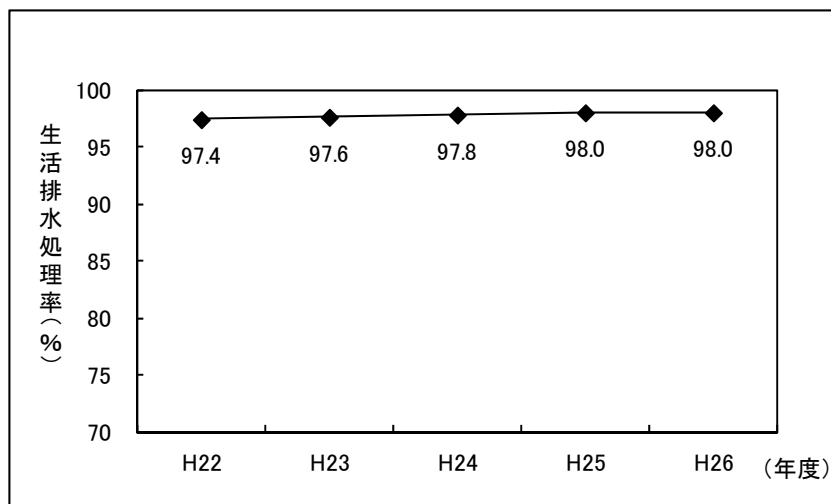


図 3-1-2 太宰府市における生活排水処理率の推移

2. 処理施設の概要

1) 下水道

本市の下水道は、昭和 52 年から御笠川・那珂川流域関連公共下水道として事業に着手し、昭和 57 年から順次供用を開始しています。また、平成 21 年度から宝満川上流流域関連特定環境保全公共下水道として内山地区の整備を開始し、順次供用を開始しています。下水道終末処理場の概要は次のとおりです。

表 3-1-2 下水道事業の概要

	下水道終末処理場	
	御笠川・那珂川流域関連 公共下水道	宝満川上流流域関連 特定環境保全公共下水道
所 管	福岡県流域下水道事務所	福岡県流域下水道事務所
施 設 名 称	御笠川浄化センター	宝満川上流浄化センター
処理場面積	18.1ha	4.31ha
処 理 方 式	嫌気無酸素好気法＋急速ろ過	嫌気無酸素好気法＋急速ろ過
計画汚水量	300,000m ³ /日（日最大）	28,000m ³ /日（日最大）
供 用 開 始	昭和 50 年度	平成 10 年度
関連市町村	福岡市、春日市、大野城市、 太宰府市、筑紫野市、那珂川町	筑紫野市、太宰府市、筑前町、 佐賀県基山町

資料：福岡県の下水道 平成 25 年度

2) し尿処理施設

市内で収集されたし尿と浄化槽汚泥は、中継貯留施設に一旦集められた後、4 市 2 町で構成する両筑衛生施設組合が管理するし尿処理施設「両筑苑」に搬入され、処理が行われています。中継貯留施設の概要は次のとおりです。

表 3-1-3 中継貯留施設及びし尿処理施設の概要

	し尿収集運搬中継貯留施設	し尿処理施設
所 管	太宰府市	両筑衛生施設組合
施 設 名 称	—	両筑苑
所 在 地	太宰府市連歌屋 1-13-1	久留米市北野町今山 2399
敷 地 面 積	1,163m ²	24,374m ²
処 理 方 式	—	標準脱窒素処理方式＋高度処理
施 設 能 力	貯留容量：150m ³ （し尿 110m ³ 、浄化槽汚泥 40m ³ ）	処理能力：300kL/日
供 用 開 始	—	昭和 57 年度

資料：太宰府市生活環境課

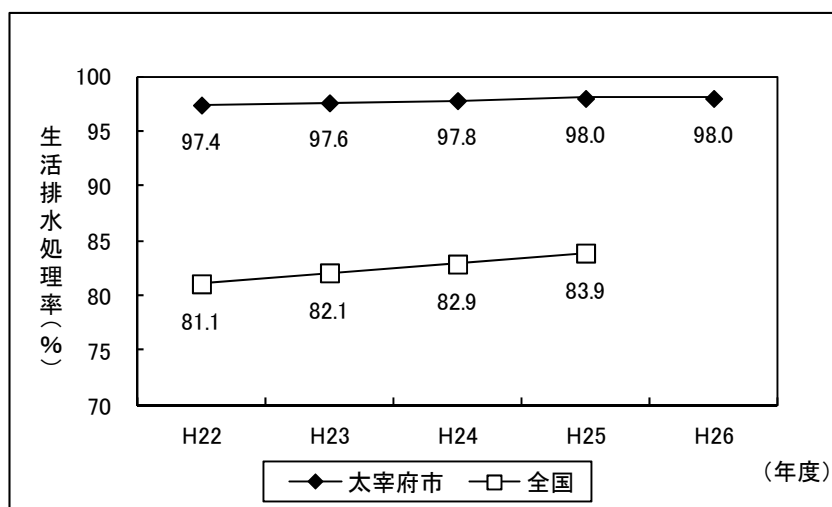
3. 指標で見る太宰府市の生活排水処理

ここでは、生活排水処理に係る指標として、生活排水処理率、水洗化率（公共下水道）等により、本市の生活排水処理の現状を解析します。

1) 生活排水処理率

水洗便所排水と生活雑排水を合わせて適正に処理している人口（水洗化・生活雑排水処理人口）は、公共下水道や合併処理浄化槽の普及に伴って年々増加しています。

生活排水処理率（「計画処理区域内人口」に対する「水洗化・生活雑排水処理人口」の割合）は、近年は約97～98%でほぼ横ばい推移しており、これは平成25年度全国平均値の83.9%を大きく上回っています。



資料：太宰府市生活環境課（太宰府市）、一般廃棄物処理実態調査（全国）以下同

図 3-1-3 生活排水処理率の推移

表 3-1-4 生活排水処理率の周辺市町との比較

単位：％

	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	97.4	97.6	97.8	98.0	98.0
筑紫野市	93.6	97.6	97.7	97.9	98.0
春日市	98.8	98.9	98.9	99.0	99.1
大野城市	99.4	99.6	99.5	99.5	99.6
那珂川町	91.0	92.1	91.9	92.2	92.7

資料：太宰府市生活環境課（太宰府市）、一般廃棄物処理実態調査（周辺市町） 以下同

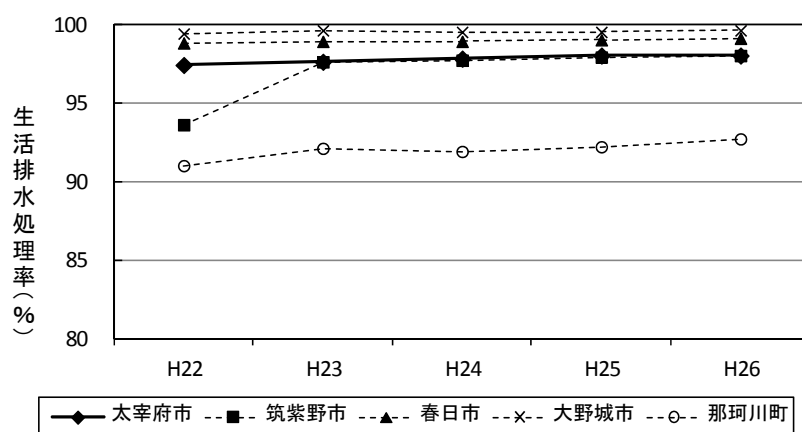


図 3-1-4 生活排水処理率の周辺市町との比較

2) 水洗化率（公共下水道）

公共下水道に接続している人口（公共下水道人口）は、公共下水道の普及に伴って年々増加しています。

本市の人口と公共下水道人口はともに増加傾向にあり、公共下水道水洗化率（「計画処理区域内人口」に対する「公共下水道人口」の割合）は、微増傾向となっています。平成 26 年度の公共下水道水洗化率は 96.6%となっており、これは平成 25 年度全国平均値 72.3%を大きく上回っています。

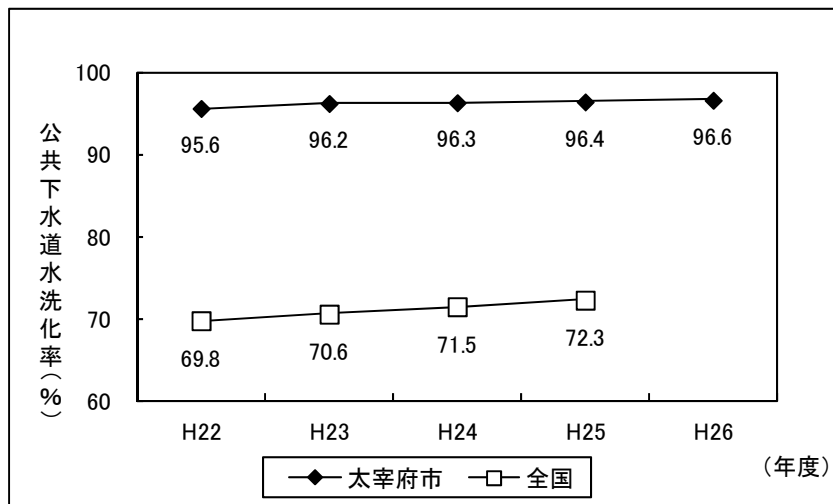


図 3-1-5 公共下水道水洗化率の推移

表 3-1-5 公共下水道水洗化率の周辺市町との比較

単位: %

	H22	H23	H24	H25	H26
太宰府市	95.6	96.2	96.3	96.4	96.6
筑紫野市	83.1	84.5	85.3	88.4	88.9
春日市	98.8	98.8	98.9	99.0	99.0
大野城市	99.4	99.6	99.4	99.5	99.5
那珂川町	89.1	90.0	90.5	90.7	91.3

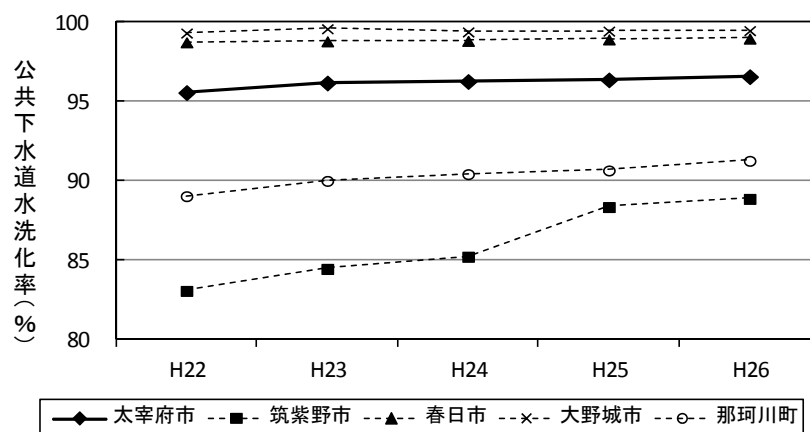


図 3-1-6 公共下水道水洗化率の周辺市町との比較

4. し尿・浄化槽汚泥処理の現状

し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬され、最終的にし尿処理施設「両筑苑」で処理されています。その量の推移は、表 3-1-6、図 3-1-7 に示すとおりであり、下水道の普及に伴い収集量（処理量）は年々減少しています。

表 3-1-6 し尿・浄化槽汚泥量の推移

区 分		年 度	平成	23年度	24年度	25年度	26年度
			22年度				
し尿	年間	kL/年	1,707	1,469	1,351	1,196	1,019
	(1日平均	kL/日)	(4.7)	(4.0)	(3.7)	(3.3)	(2.8)
浄化槽 汚泥	年間	kL/年	517	657	624	609	666
	(1日平均	kL/日)	(1.4)	(1.8)	(1.7)	(1.7)	(1.8)
合計	年間	kL/年	2,224	2,126	1,975	1,805	1,685
	(1日平均	kL/日)	(6.1)	(5.8)	(5.4)	(4.9)	(4.6)

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

資料：太宰府市生活環境課

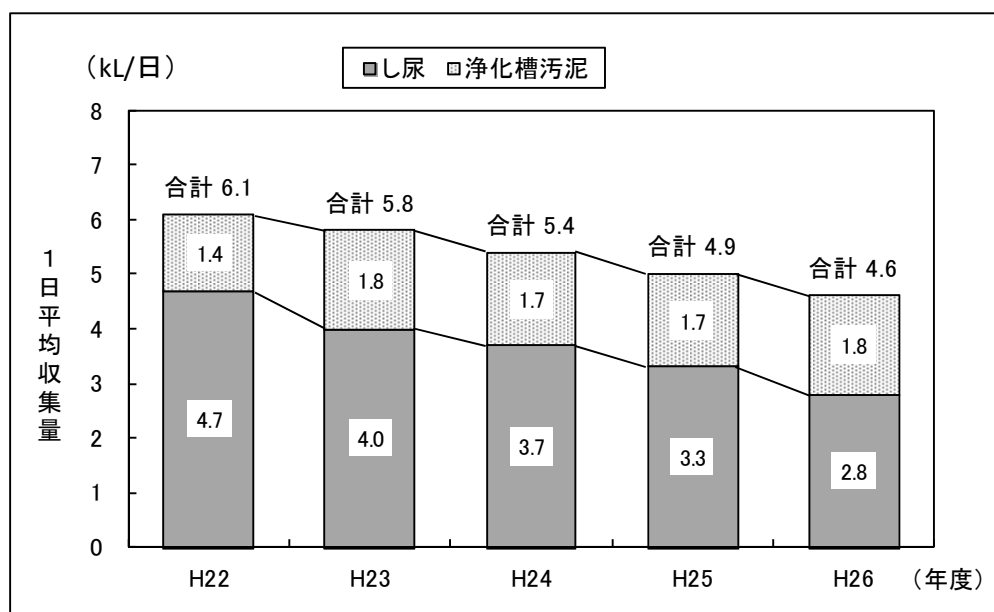


図 3-1-7 し尿・浄化槽汚泥量の推移

第2節 生活排水処理の課題

本市の生活排水処理の現状から、課題を抽出すると以下のとおりとなります。

生活排水処理に関する課題

単独処理浄化槽やし尿汲み取りの家庭（事業所）からは、台所排水や洗濯等の生活雑排水が未処理のまま河川等に放流されており、水質汚濁の原因の一つとなっています。

したがって、下水道整備を一層推進するとともに、下水道が整備されていながら未接続となっている家庭等においては下水道への接続を促進、下水道事業区域外においては合併処理浄化槽の整備を進めることにより、生活雑排水が未処理となっている人口を減少させていく必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理計画

1. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の適正化に向けての基本方針を次のように設定します。

生活排水処理の基本方針

1) 水環境の回復・保全への啓発

水環境の回復・保全に関する広報・啓発活動、環境教育を積極的に行っていきます。

2) 下水道の整備推進

下水道整備計画に基づいた整備を計画的に実施していきます。

3) 下水道への加入促進

下水道処理区域内において未接続の家庭や事業所に対しては、下水道への加入促進に努めます。

2. 生活排水処理計画

1) 生活排水の処理形態別人口の将来予測

生活排水の処理形態別人口の将来予測結果は、表 3-2-1 に示すとおりです。

本市における今後の水洗化・生活雑排水処理人口は、総人口（計画処理区域内人口）に対して、中間目標年次の平成 32 年度で約 98.3%（72,260 人／73,508 人）、平成 37 年度で約 98.6%（73,063 人／74,137 人）、計画目標年次の平成 42 年度で約 98.6%（73,190 人／74,266 人）と予測されます。

表 3-2-1 生活排水処理形態別人口の予測結果

区 分	年 度	実績値	予測値		
		26年度	32年度	37年度	42年度
1. 計画処理区域内人口		71,497	73,508	74,137	74,266
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		70,072	72,260	73,063	73,190
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		1,034	906	779	781
(3) 公共下水道人口		69,038	71,354	72,284	72,409
(4) 集落排水施設人口		0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽人口）		1,058	927	797	799
4. 非水洗化人口		367	321	277	277
(1) し尿収集人口		367	321	277	277
(2) 自家処理人口		0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0
生活排水処理率 (%)		98.0	98.3	98.6	98.6

2) 生活排水の処理主体

本市における生活排水（処理施設の種類）ごとの処理主体は、次のとおりです。

表 3-2-2 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる排水	処理主体
下水道	し尿 生活雑排水 工場排水等	福岡県 太宰府市
合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人
し尿処理施設	し尿 浄化槽汚泥	両筑衛生施設組合

3) 生活排水の処理の目標

生活排水処理形態別人口の将来予測結果を用いて、将来の生活排水処理の目標とします。

今後は、公共下水道のさらなる整備と水洗化が進み、平成 32 年度における生活排水処理率は 98.3%に達すると予測されます。

表 3-2-3 生活排水処理の目標

区 分	年 度	実績値	予測値		
		26年度	32年度	37年度	42年度
1. 計画処理区域内人口		71,497	73,508	74,137	74,266
2. 水洗化・生活雑排水処理人口		70,072	72,260	73,063	73,190
(1) コミュニティ・プラント人口		0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口		1,034	906	779	781
(3) 公共下水道人口		69,038	71,354	72,284	72,409
(4) 集落排水施設人口		0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		1,058	927	797	799
4. 非水洗化人口		367	321	277	277
(1) し尿収集人口		367	321	277	277
(2) 自家処理人口		0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口		0	0	0	0
生活排水処理率 (%)		98.0	98.3	98.6	98.6

4) 施設整備計画の概要

下水道の整備計画は、次のとおりです。

表 3-2-4 下水道の整備計画

施設名	計画処理区域	計画概要	整備予定年度
下水道	太宰府市御笠川那珂川流域 関連公共下水道	計画処理人口 66,300 人※	～平成 37 年度
	宝満川上流流域関連特定環 境保全公共下水道	計画処理人口 600 人	～平成 37 年度

※下水道計画策定当時に計上されていた人口（平成 37 年度の予測行政区域内人口の 97.5%）

第2節 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥量の将来予測

前節で予測した生活排水の処理形態別人口や実績に基づくし尿及び浄化槽汚泥の1人1日当たりの平均排出量(排出原単位)を基に、今後のし尿・浄化槽汚泥量の予測を行った結果は、表 3-2-5、図 3-2-1 に示すとおりです。

今後は、下水道や浄化槽などの生活排水処理施設の整備の推進に伴い、し尿・浄化槽汚泥量は減少傾向で推移することが見込まれます。

表 3-2-5 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

区 分		年 度	単位	実績値	予測値			
				26年度	32年度	37年度	42年度	
収集人口	し尿収集人口		人	367	321	277	277	
	浄化槽人口		人	2,092	1,833	1,576	1,580	
	合併処理浄化槽人口		人	1,034	906	779	781	
	単独処理浄化槽人口		人	1,058	927	797	799	
1人1日 平均排出量	し尿		L/人・日	7.60	7.60	7.60	7.60	
	浄化槽汚泥		L/人・日	0.87	0.87	0.87	0.87	
日平均量	し尿		kL/日	2.8	2.4	2.1	2.1	
	浄化槽汚泥		kL/日	1.8	1.6	1.4	1.4	
	合 計		kL/日	4.6	4.0	3.5	3.5	

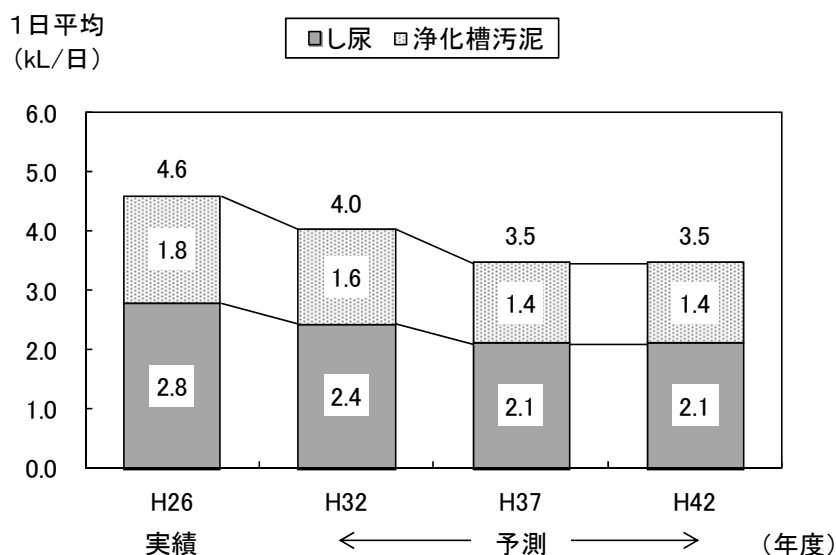


図 3-2-1 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果 [1日平均量]

2. し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

本市では、下水道の完備を目指して事業を進めていますが、その実現までは、し尿処理施設が、し尿や浄化槽汚泥の適正処理において重要な役割を担っています。

ここでは、し尿・浄化槽汚泥の適正処理に向けての基本方針を次のように設定します。

し尿・浄化槽汚泥処理の基本方針

1) し尿及び浄化槽汚泥のし尿処理施設における処理

し尿及び浄化槽汚泥については、その全量をし尿処理施設で処理します。

2) し尿及び浄化槽汚泥収集・運搬体制の確保

し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬体制は現行の体制を維持します。

3) し尿処理施設の適正管理と機能維持

し尿処理施設は、供用開始から 33 年が経過していることから、両筑衛生施設組合と連携して、適切な管理と機能維持に努めるとともに、必要な整備を図っていきます。

3. し尿・浄化槽汚泥の処理計画

生活排水処理計画及びし尿・浄化槽汚泥処理の基本方針に基づいて、し尿・浄化槽汚泥の処理計画を次のとおり設定します。

1) 処理主体

本市で収集されるし尿・浄化槽汚泥は、今後も両筑衛生施設組合が主体となって処理を行っていきます。

2) 計画処理区域

今後も本市の行政区域全域を収集対象区域とします。

3) 収集・運搬計画

現行の収集・運搬体制を維持します。

4) 中間処理計画

(1) 処理対象物

計画処理区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥とします。

(2) 処理対象量

し尿・浄化槽汚泥の今後の処理量は、将来予測結果より、以下のように見込まれます。

表 3-2-6 し尿・浄化槽汚泥の処理量（見込み）

区 分 \ 年 度		単 位	予 測 値		
			32年度	37年度	42年度
日 平 均 量	し尿	kL/日	2.4	2.1	2.1
	浄化槽汚泥	kL/日	1.6	1.4	1.4
	合 計	kL/日	4.0	3.5	3.5

(3) 中間処理計画

本市で収集されるし尿・浄化槽汚泥は、両筑衛生施設組合が管理するし尿処理施設「両筑苑」で引き続き処理を行っていきます。

5) 再資源化計画

資源化の対象物としては、し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する汚泥（し尿処理汚泥）が考えられます。

「両筑苑」では、乾燥後のし尿処理汚泥を脱水し渣とともに焼却処理し、その焼却灰全量を肥料として緑農地還元を行っていることから、今後も諸条件の変更がない限りは現行体制を継続していくこととします。

6) 最終処分計画

し尿・浄化槽汚泥の処理過程で発生する残渣物（脱水し渣）も、乾燥後のし尿処理汚泥と

もに焼却処理し、その焼却灰は緑農地還元を行っており全量再資源化されていることから、今後も諸条件の変更がない限りは現行体制を継続していくこととします。

7) その他の計画

大規模災害時のし尿処理については、両筑衛生施設組合やその構成市町と連携しながら、仮設トイレ、その他必要資材の確保・備蓄や収集運搬ルートを検討を行います。

また、原則は本市において対応するものとしますが、本市のみで対応が困難な場合は、県や近隣の市町との広域的な連携・調整を図り、速やかな生活環境の復旧に努めます。